

付 録

県民経済計算の概念及び内容

県民経済計算の概念-----	1
令和5年度 県民経済計算の概念相互関連図-----	3
県民経済計算の見方・使い方-----	4
主な用語の解説（50音順）-----	10
県民経済計算の推計方法-----	21
SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応表-----	35

県民経済計算の概念

県民経済計算とは

私たちは、経済活動を営むことにより、財（商品）・サービスを生産し、新たな価値（付加価値）を生み出しています。付加価値とは、それぞれの経済活動で生産された価値のことで、通常は、出荷額や売上高など（産出額）から原料や材料などの費用（中間投入額）を差し引いたものとして計算されます。

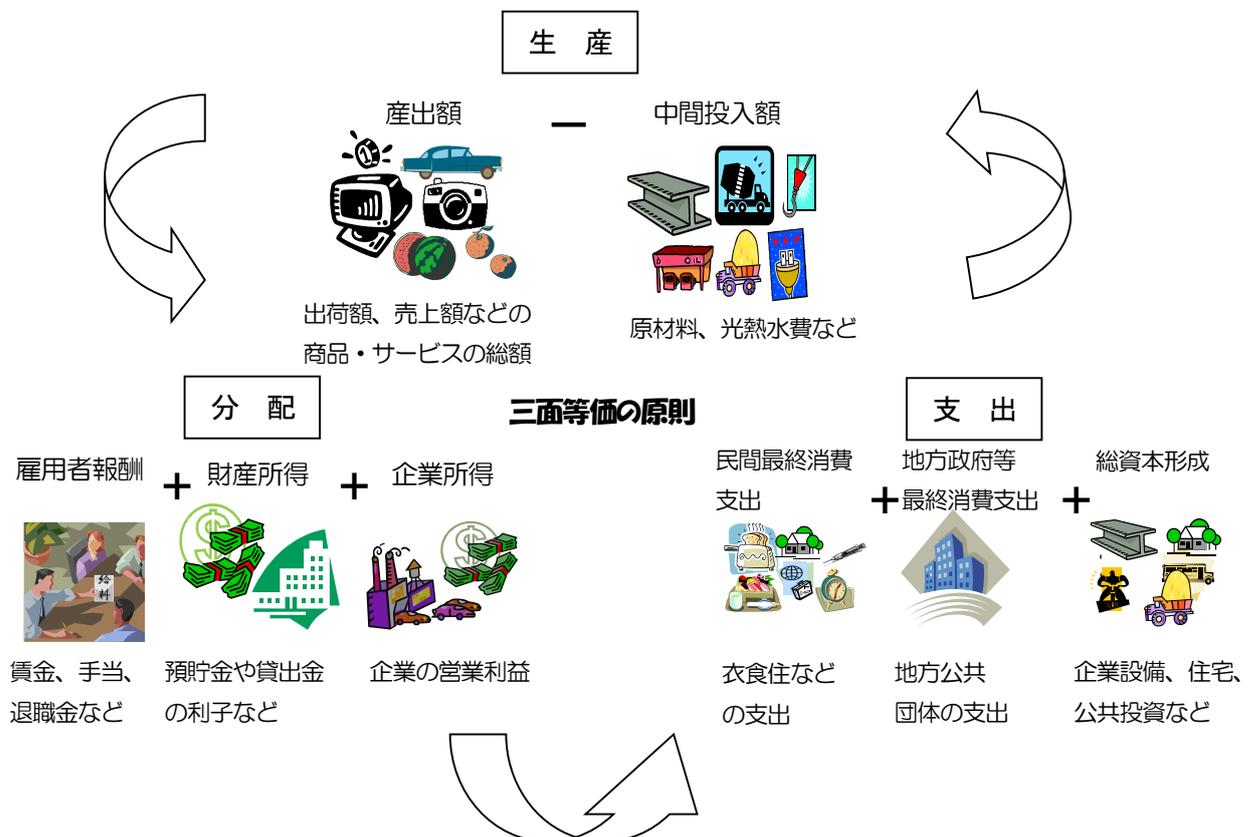
県民経済計算とは、1年間に生み出された付加価値を、『生産』、『分配』、『支出』の3つの側面からとらえることで、県経済の実態を測る総合的なモノサシといえます。

三面等価の原則

経済活動は、『生産』→『分配』→『支出』という循環を繰り返しています。生産活動によって生み出された付加価値は、生産に参加した人や企業などに分配され、分配された所得は、家計による消費や企業などの投資として支出されます。

このように、『生産』、『分配』、『支出』の各側面は、同一の価値の流れを異なる面からとらえたものなので、理論的には一致します（※1）。これを「三面等価の原則」といいます。

※1：『生産』及び『支出』は県内ベース（経済活動の場所に着目した概念）、『分配』は県民ベース（居住者に着目した概念）で推計しています。また、『生産』及び『支出』は、付加価値を市場で取引される価格で表す（市場価格表示）のに対し、『分配』で表示する県民所得は、県民（企業や政府も含む）が提供する生産要素（労働・土地・資本）に対して支払った費用で表します（要素費用表示）。そのため、『生産』及び『支出』の数値と『分配』の数値には差が生じます。



県民経済計算の機能

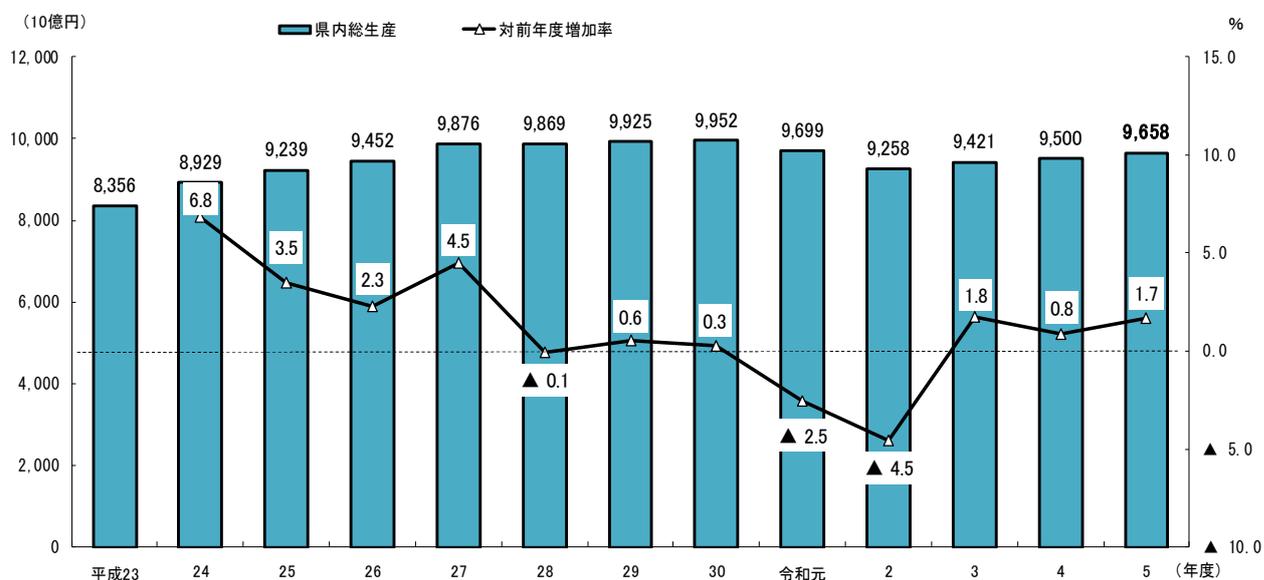
県民経済計算は県という行政区域における経済活動の実態を、マクロ的な視点から総合的に把握します。

これにより、次のようなことがわかります。

- 宮城県の所得水準や経済成長率（※2：参考図表）を計測することができます。
- 県間の比較により宮城県経済の全国に対する位置や動向を知ることができます。
- 宮城県の産業構造の実態がわかります。
- 宮城県民の所得の配分の実態がわかります。
- 宮城県の家計の消費行動、企業や政府の投資行動の変化がわかります。
- 経済の循環（生産・分配・支出や家計・企業・政府の関係）がわかります。

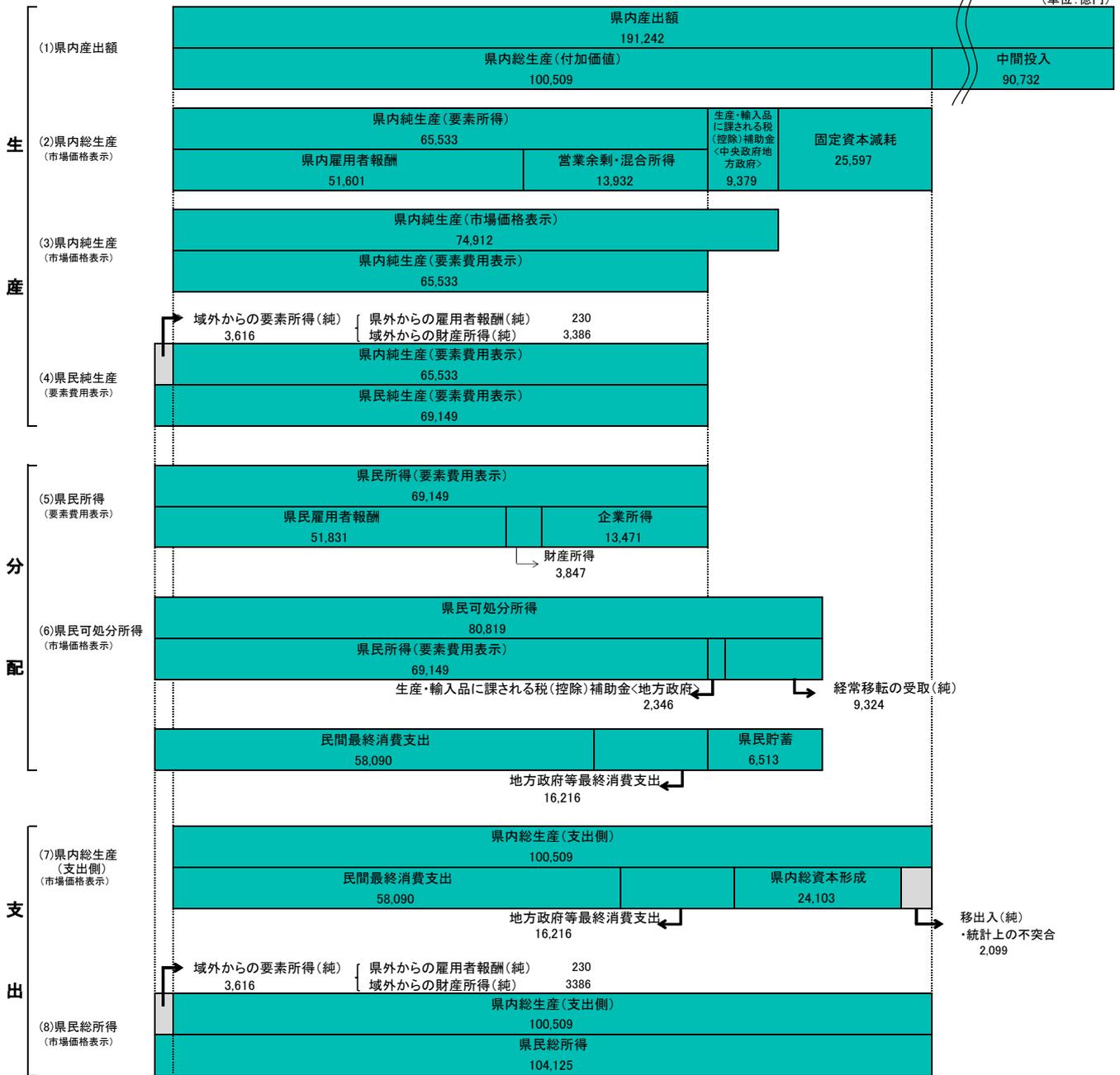
※2：参考図表

平成23年度以降の県内総生産（実質）と対前年度増加率（実質経済成長率）の推移



令和5年度 県民経済計算の概念相互関連図

(単位:億円)



県内総生産 (市場価格表示)	=	県内産出額	-	中間投入	=	県内総生産(支出側) (市場価格表示)
県内純生産 (市場価格表示)	=	県内総生産 (市場価格表示)	-	固定資本減耗	=	
県内純生産 (要素費用表示)	=	県内純生産 (市場価格表示)	-	生産・輸入品に課される税 (補助金控除後)<中央政府・地方政府>	=	
県民純生産 (要素費用表示)	=	県内純生産 (要素費用表示)	+	域外からの 要素所得(純)	=	県民所得 (要素費用表示)
県民総所得 (市場価格表示)	=	県内総生産(支出側) (市場価格表示)	+	域外からの 要素所得(純)	=	

(注)総数と内訳の和は端数処理の関係で一致しない場合がある。

県民経済計算の見方・使い方

※ゴシック体の文字は「主な用語の解説」に記載しています。

国民経済計算体系（SNA）では、経済活動の姿をフローとストック、モノ（財貨及びサービス）とカネ（所得及び金融資産・負債）のあらゆる面から包括的に把握する勘定体系となっています。ただし、県民経済計算では、ストック統計や金融資本の増減を示す資料の制約等により、フローの勘定表（金融資本を除く。）のみを作成しています。

「宮城県民経済計算」では、主要な統計表として「基本勘定」及び「主要系列表」を、補助的な統計表として「付表」、「関連指標」及び「参考表」を掲載しています。各統計表の見方・使い方については以下を参照願います。

基本勘定

1 統合勘定

統合勘定は、県全体のモノ（財貨及びサービス）の取引とカネ（所得及び金融資産・負債）の流れの結果とを統合して記録し、一定期間（1年間）における県全体の経済活動の結果を総括したものです。

1-1 県内総生産勘定（生産側と支出側）

県内において1年間の経済活動によって発生した付加価値は、生産面からは**県内総生産（生産側）**、支出面からは**県内総生産（支出側）**と呼ばれており、概念上一致します。実際の推計の上では、生産面からの推計と支出面からの推計は、それぞれの推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため一致せず、これを**統計上の不突合**として支出面で調整しています。

これを勘定形式で表章したのが『県内総生産勘定（生産側と支出側）』になります。上段は県内総生産（生産側）の内訳を記載しており、下段は県内総生産（支出側）の内訳を記載しています。

生産側と支出側が等しくなる理由について簡単にふれると、県内で発生した需要（中間需要＋**最終消費支出**＋資本形成）と県外で発生した需要（移出）は、県内で供給（産出）されるか県外から供給（移入）されます。**産出額**のうち**中間投入**は自らが生み出した価値ではないので、産出額から中間投入を引いた分を付加価値と呼び区別します。この総需要と総供給のうち、中間需要と中間投入は等しくなるため、最終生産物の供給（付加価値＋移入）と需要（最終消費支出＋資本形成＋移出）もまた等しくなります。ここで式を変更すると、

$$\text{◆付加価値} = \text{最終消費支出} + \text{資本形成} + \text{移出} - \text{移入}$$

となり、県内総生産（生産側）と県内総生産（支出側）は等しくなります。

次に、県内総生産の内訳をみると、1年間に生み出された付加価値は、**雇用者**に配分される雇用者報酬と**企業**の営業活動の結果として残る**営業余剰・混合所得**などに分けられます。

より正確には、一定期間における固定資本（生産のために使用される構築物、設備、機械等）の価値の減耗分を補填するための引当額である**固定資本減耗**と、正確な**市場価格表示**とするために最終消費者に転嫁される消費税などの**生産・輸入品に課される税**（中央政府・地方政府）を加え、市場価格を低めるためなどの目的で**市場生産者**に対して給付される**補助金**（中央政府・地方政府）を控除しています。

なお、県民経済計算では、固定資本減耗を控除する前の付加価値を**総生産**、控除した後の付加価値を**純生産**と呼び区別し、生産・輸入に課される税（純）（＝**生産・輸入品に課される税**（補

助金控除後（中央政府・地方政府）を控除する前の純生産を市場価格表示の純生産、控除した後の純生産を**要素費用表示**の純生産と呼んで区別しています。

要素費用表示の純生産（これを**要素所得**といいます。）は、いったん、雇用者と企業に分配され、それぞれ雇用者報酬、営業余剰・混合所得といいます。営業余剰・混合所得は、企業のいわゆる営業利益に当たり、その一部は生産要素として提供された財産（金融資本、土地など）の報酬（**財産所得**）として、**家計**など、他部門に再分配されます。そこで、**制度部門別**では財産所得の取引が行われますが、統合勘定においては、県内全体での財産所得は差し引きゼロとなるため表章項目がありません。

1-2 県民可処分所得と使用勘定

統合勘定1-1『県内総生産勘定（生産側と支出側）』では、県全体の所得の水準を、要素所得（県内活動による雇用者報酬や営業余剰・混合所得）としてみていますが、県民単位でみた場合、所得の一部は、県の居住者（＝県民）による県外からの受取によっても発生しています。県外からの受取には、県民が県外の生産活動に労働力を提供した対価として受け取る県外からの雇用者報酬と、**域外**の生産活動に財産を提供した対価として受け取る域外からの財産所得があります（域外者からの逆の提供もあります）。そこで、要素所得に県外からの雇用者報酬（純）と域外からの財産所得（純）を加えた額を**県民所得**と呼び区別します。

次に、県民が実際に処分可能な額（**県民可処分所得**）について考える場合、市場価格表示に直すため、県民所得に生産・輸入品に課される税（地方政府）を加え、さらに保険料や保険金、**所得・富等に課される経常税や社会負担、社会扶助給付**といった**経常移転**のうち、域外との間における受取と支払の差額（県民経済計算では、これを域外からの経常移転（純）として表しています。）を加えます（県内の制度部門間の経常移転の取引は、差し引きゼロとなるため、域外との取引のみ加えます）。このようにして発生した県民可処分所得は、最終消費支出として消費されるか貯蓄されることとなります。

なお、消費には2つの概念（最終消費支出、現実最終消費）が存在します。最終消費支出は、各制度部門（非金融法人企業や一般政府（地方政府等）、家計など）が実際に支出・負担した額であるのに対し、現実最終消費は、各制度部門が実際に享受した便益の額を表すものです。具体的には、現実最終消費は、最終消費支出に**現物社会移転**の受払を加えることにより算出します。

1-3 資本勘定

この勘定は、資本の形成とそのため資本調達の源泉を全制度部門について統合したもので、実物取引と金融取引とに区分されますが、県民経済計算では実物取引について記録しています。

実物資産の蓄積は、建物や企業設備、社会資本などの固定資本の建設からなる**総固定資本形成**（ネット（＝そのものの価値）で取引を記録しているため固定資本減耗分を控除することにより、純蓄積を得ています。）と、最終的に需要に回らず在庫となった財貨の合計である在庫投資の純増分となる**在庫変動**といった投資、及び資金過不足を表す**純貸出／純借入**が記録されています。

原資等には、統合勘定1-2『県民可処分所得と使用勘定』により算出された**県民貯蓄**、国庫補助金などの**域外からの資本移転（純）**及び統計上の不突合が記録されています。

この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば、県外における投資の原資として使われることとなります。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば、県外から資金を調達することとなります。

1-4 域外勘定（経常取引）

この勘定は、2011年（平成23年）基準以前における県外の視点に加え、域外の視点から記録されています。国民経済計算では経常取引、資本取引及び金融取引に区分されますが、県民経

済計算では経常取引について記録します。

経常取引は、**財貨・サービスの移出入**に加えて、労働に対して支払われる雇用者報酬、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府）、**利子**や配当金からなる**財産所得**及び経常移転の受払が記録され、支払側の**経常収支（域外）**がバランス項目で設けられています。

2 制度部門別所得支出勘定

制度部門別勘定は、営利企業や政府、家計などを5つの部門に分け（制度部門別）、経常的取引（所得）の収入と支出（受取と支払）を記録した『制度部門別**所得支出勘定**』と、資本取引（資本蓄積の形態とその資金調達）を記録した『制度部門別**資本勘定**』として表しています。また、制度部門別所得支出勘定では、収入と支出が勘定の受取側・支払側にそれぞれ記録され、その差額（バランス項目）として支払側に貯蓄が導かれ、この貯蓄が制度部門別資本勘定の受取原資の一部となり資本取引状況を記録することになります（詳細は、統合勘定1-1、1-3参照）。

したがって、制度部門別所得支出勘定では、営利企業や政府、家計などにおいて、生産の対価として受け取った所得を、どのように経常的に再分配（所得移転）されたかを把握し、その結果、処分可能となった所得を最終消費と貯蓄にどう割り当てたかを記録していることになります（詳細は統合勘定1-1参照）。

3 制度部門別資本勘定

統合勘定1-3『資本勘定』を制度部門別に勘定化したものです。

なお、ここでいう**資本移転**等（純）には、県内における他の制度部門からの資本移転（例：**一般政府**から**非金融法人企業**）も含まれていますが、各制度部門を合計した『資本勘定』では県内での取引は相殺されるため、県外からの資本移転（純）のみが残ります（詳細は統合勘定1-3参照）。

主要系列表

主1-1～3 経済活動別県内総生産（名目）

統合勘定1-1『県内総生産勘定（生産側と支出側）』の県内総生産の内訳である付表4『**経済活動別県内総生産**及び要素所得』から総生産のみを抜粋し、時系列に表示した表です。

この表では、1年間に、県内の生産活動によって新たに付加された価値の評価額を、経済活動別に分けて示しています。これは、県内の生産活動に対して各経済活動部門がどの程度の寄与を表すかを示したものであり、産出額から中間投入を控除したものです。

また、ここでいう生産には、①農業、製造業などの物的生産（財貨の生産）、②卸売・小売業、金融・保険業、公務などのサービスの生産ばかりでなく、③農家の自家消費分や持ち家を自分自身に貸していると擬制して考える「帰属家賃」など、みかけ上行われていない取引を市場取引に擬制して計上する「**帰属計算**」などの調整も含まれます。

なお、**輸入品に課される税・関税**及び**総資本形成に係る消費税**については、経済活動別の分割が困難なため、一括で計上しています。

県内総生産は、国でいう国内総生産（GDP）に対応しており、概念上、県内総生産の生産側と支出側は一致します。

本表で表章している項目は年度値ですが、国内総生産においては暦年値となっているので比較に当たっては注意が必要です。

主 1-4~7 経済活動別県内総生産（実質、デフレーター）

「経済活動別県内総生産」の**実質値**（連鎖方式）を表章しています。

名目値で算出される値は市場価格で評価されますが、異なる時点間での変化の中には、数量的な変化分の他に物価水準による変化分が含まれるため、付加価値の量について増減を計るためには、物価騰落による増減を取り除く必要があります。

そこで、この表では県内総生産について、物価変動の影響を取り除く「実質化」を行っています。名目値から実質値を算出するために用いられる価格指数を**デフレーター**といい、上昇すればインフレ傾向、低下すればデフレ傾向となります。

県民経済計算では、連鎖方式により産出額、中間投入をそれぞれ実質化し、実質産出額から実質中間投入を差し引くことで実質県内総生産を求めています。

◆連鎖方式…前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせることに
より数量指数を計算し、これを参照年の名目値に乘じることにより実質値を求
める方法（前年を基準年として毎年の積み重ねで接続していく方法）

通常、**経済成長率**の推移をみる場合は実質値を用います。一方、当該年度の数値同士の比較や、経済規模、構成比の分析などを行う場合は名目値を用います。

主 2-1~3 県民所得及び県民可処分所得の分配

基本勘定 2 『制度部門別所得支出勘定』の各制度部門の該当項目について、組替えにより得た値やその内訳を表示しています。

この表は、県内居住者（＝県民）が 1 年間に携わった生産活動により発生した純付加価値（要素費用表示の県民純生産）である県民所得を、生産要素（**県民雇用者報酬**、財産所得、**企業所得**）と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものです。

また、県民所得に域外からの経常移転（純）などを加えて、県民（企業を含む。）が実際に処分可能な所得を示したものが県民可処分所得です。

主 3-1~3 県内総生産（支出側）（名目）

県内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができます。県内総生産（支出側）は、市場価格で表示される県内総生産（生産側）に対応します。

この表では、財貨・サービスの処分状況を、最終消費支出、**総資本形成**（投資）、財貨・サービスの移出入の需要項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることによって県内総生産（支出側）を表示しています。最後に、域外からの要素所得（純）を加算することによって**県民総所得**を示しています。

主 3-4~7 県内総生産（支出側）（実質、デフレーター）

生産側と同様、支出側でも連鎖方式により求めた県内総生産の実質値を表示しています。

付表

付 1 一般政府（地方政府等）の部門別所得支出取引

この表では、一般政府（地方政府等）の所得支出取引を、地方政府である県及び市町村、地方**社会保障基金**（国民健康保険など）の 3 部門に分割して表示しています。

一般政府（地方政府等）全体については、基本勘定 2 『制度部門別所得支出勘定』として掲載していますが、部門別の所得支出取引をみることにより、政府部門が県民経済に果たしている役

割をより詳しく把握することができます。

付2 社会保障負担の明細表（県民ベースの家計及び雇主の支払）

この表では、社会保障基金に属する制度ごとに、雇主及び家計の負担を表示しています。

社会保障負担とは、一般政府の一部門である社会保障基金に対し、雇用者（家計）の利益のために支出される負担金です。社会保障基金を構成する各部門が、県民の福祉のためにどのような活動をしているかを把握することができます。

なお、この明細表は、社会保障負担にかかる県民ベースによる家計及び雇主の支払を記録するものであるため、その負担額（支払額）には、域外にある全国社会保障基金への負担（域外への支払）も含まれます。

付3 一般政府から県民ベースの家計への移転の明細表（社会保障関係）

この表では、社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付（公的年金、医療、介護、雇用保険給付等）、特定の基金、準備金を設けず雇用者に直接支払われる**その他の社会保険非年金給付**（退職一時金の一部、公務災害補償等）及び社会扶助給付（生活保護費、恩給等）を、制度ごとに詳細に表示しています。

また、現物社会移転と**現物社会移転以外の社会給付**を区別することで、一般政府の社会保障関連政策をより詳しく把握することができます。

なお、この明細表は、社会保障負担にかかる県民ベースによる家計及び雇主の支払を記録するものであるため、その負担額（支払額）には、域外にある全国社会保障基金への負担（域外への支払）も含まれます。

付4 経済活動別県内総生産及び要素所得

この表では、経済活動別に生産者価格表示の産出額、中間投入、県内総生産、及び総生産の内訳項目を表示しています。

経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示（商品が生産者の事業所において販売される市場価格）の県内純生産を求め、さらに、生産・輸入品に課される税（補助金控除後）を控除して県内要素所得を求めます。県内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配されます。

なお、この表の固定資本減耗は基本勘定2『制度部門別所得支出勘定』の当該項目と、雇用者報酬と営業余剰・混合所得は統合勘定1-1『県内総生産勘定（生産側と支出側）』及び統合勘定1-2『県民可処分所得と使用勘定』の当該項目と一致します。

ただし、基本勘定2『制度部門別所得支出勘定』のうち家計（**個人企業**を含む）の雇用者報酬、及び主要系列表2『県民所得及び県民可処分所得の分配』の雇用者報酬は県民概念であることから、利用に当たっては注意が必要です。

付5 経済活動別の就業者数及び雇用者数

この表では、経済活動別県内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量を**就業者数**及び雇用者数により表示しています。就業者は、雇用者、個人業主及び無給の家族従業者からなり、雇用者には、法人企業の役員、特別職の公務員、議員なども含まれます。

ただし、この表では複数の事業所に雇用される者（副業を行う自営業主も含む。）は重複して計上しているため、1人の仕事を主なもの1つに限っている国勢調査の人数とは一致しません。また、パートタイム労働者などについて、就業時間の多寡で人数を調整しておらず、フルタイムの労働者と同様に1人として扱っていることにも注意が必要です。

関連指標

この表では、県民経済計算の利活用に必要な各指標を、参考値として表示しています。

なお、所得水準に関する指標のうち「**一人当たり県民所得**」は、県民所得を県の総人口（10月1日現在の国勢調査又は人口推計（総務省統計局））で除したもので、企業所得なども含めた県民経済全体の所得水準を表したものです。個人の給与や実収入の平均値ではありませんので、利用に当たっては注意が必要です。

参考表

参1 長期時系列データ

内閣府経済社会総合研究所が定めた『県民経済計算標準方式』（平成27年基準版）では、県民経済計算の推計対象期間は平成23年度以降とされていますが、宮城県では、より長期の時系列での比較・分析を可能とするため、生産、分配の2系列において、平成18～22年度の計数を以下により簡易的に推計し、主要系列表1～3と同様の形式で『長期時系列データ』として表示しています。

◆長期時系列データ＝平成23年基準における平成18～22年度の計数×リンク係数

◆リンク係数＝平成27年基準における平成23年度の計数
÷平成23年基準における平成23年度の計数

なお、平成27年基準に基づき推計した平成23年度以降の計数とは推計方法が異なりますので、単純な比較はできないことに注意が必要です。

また、生産系列では、入手可能な資料の制約から名目値のみ推計・表示しています。

参2 経済活動別（市場生産者、非市場生産者）組替表

内閣府経済社会総合研究所が定めた『県民経済計算標準方式』（平成27年基準版）では、国際比較可能性を向上させる観点から、従来の「産業」、「政府サービス生産者」、「対家計民間非営利サービス生産者」の分類が廃止され、経済活動別（電気・ガス・水道・廃棄物処理業、教育、公務など）の分類に変更されています。

宮城県では、分析のニーズに対応するため、主要系列表1『経済活動別県内総生産』で表示した経済活動別の計数を、「市場生産者」、「一般政府」、「**対家計民間非営利団体**」の別に組替を行い、『経済活動別（市場生産者、非市場生産者）組替表』として表示しています。

参3 経済活動別県内産出額・中間投入・総生産（名目）（市場生産者、非市場生産者別組替表）

この表では、付表4『経済活動別県内総生産及び要素所得』で表示した経済活動別の産出額、中間投入及び県内総生産の各計数を「市場生産者」、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」の別に組替えて表示しています。

主な用語の解説（50音順）

い 域外からの資本移転（純）

貯蓄・資本移転による正味資産の変動の一部。域外から受け取る資本移転と域外に支払う資本移転の差額で、公共事業費補助金等のほか、相続税、贈与税が含まれる。

域内・域外

2015年（平成27年）基準から中央政府等の扱い変更により、制度部門による概念的な区分は「域内・域外」となる。

ここで、「域内」とは自県の制度部門が所在するとする概念上の地域であり、「域外」とは他県の制度部門及び中央政府等が所在するとする概念上の地域である。

一般政府

県民経済計算では、政府を財貨・サービスの非市場生産者としてとらえている。中央政府等（＝国の出先機関、全国社会保障基金）及び地方政府等（県、市町村、地方社会保障基金）に分けられる。

なお、一般政府は、通常の経済活動では供給されないような無償あるいはコストを下回る価格で公共サービスを提供することから、産出額は生産費用の合計として計測する。具体的には、産出額＝雇員報酬＋中間投入＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税となる。

え 営業余剰・混合所得

県内純生産の一部。生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すものであり、法人企業では営業余剰、個人企業では事業主等の労働報酬的要素を含むことから混合所得と呼ばれる。営業余剰・混合所得は市場生産者において発生し、一般政府等の非市場生産者は定義上産出額を生産費

用の合計として計測するため営業余剰・混合所得は存在しない。

→ 企業所得

か 家計

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団であり、自営の個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

→ 持ち家の帰属家賃

家計現実最終消費支出

家計最終消費支出に一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側（家計部門）での消費ととらえたもの。

→ 地方政府等現実最終消費支出

家計最終消費支出

民間最終消費支出の一部。家計（個人企業を除く。）の消費財及びサービスに対する支出。通常は家計の支払分を指すが、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等も含まれる。

→ 家計現実最終消費支出

家計の現実社会負担

社会保障制度やその他の社会保険制度に対して家計自身が支払う保険料、掛金等の負担を指す。具体的には、社会保障制度の年金、医療、介護、雇用保険等に係る保険料や、企業年金に係る掛金の被保険者負担分が記録される。

家計の追加社会負担

年金基金の年金受給権に係る投資所得は、本来家計に帰属するものであり、国民経済計算体系では、一旦、金融機関か

ら家計に支払われ、同額がそのまま「追加負担」として年金基金に支払い戻されるという迂回処理がとられている。

→ 家計の現実社会負担

き 企業

家計、一般政府、対家計民間非営利団体に対する概念。法人企業と個人企業からなり、公的企業も含まれる。制度部門別分類では、法人企業が非金融法人企業と金融機関に分けられ、個人企業は家計に含まれる。

→ 制度部門別分類、法人企業

企業所得

県民所得の一部であり、営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額を加えたもの。企業会計上の経常利益に近い概念。企業所得は民間法人企業所得、公的企業所得及び個人企業所得に分けられる。

→ 企業

帰属計算

国民・県民経済計算上の特殊な概念であり、市場において実際の取引はないものの、財貨・サービスの取引が行われたものとみなして擬制的に計算すること。制度や慣習の異なる地域間の計数の比較を、同一の尺度で可能にするために行う。

持ち家に係る住宅賃貸料として計算する帰属家賃や、農業における農産物の自家消費等がある。

→ 持ち家の帰属家賃

帰属社会負担

社会負担のうち、雇主が基金等の特別の準備をすることなく無基金で行う負担。県民雇用者報酬の一部である雇主の帰属社会負担に等しい。

→ 現実社会負担

け 経済活動別県内総生産

県内総生産を産業内訳毎にみたもので、主要系列表で表している。各経済活動別県内総生産を集計した小計に、輸入品に課される税・関税を加算し、総資本形成に係る消費税を控除して県内総生産合計を算出する。

→ 経済活動別分類

経済活動別分類

財貨・サービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体としての事業所の主要な生産物によって分類する産業別分類。県民経済計算では産業別分類を「経済活動別分類」と呼んでいる。

→ 制度部門別分類

経済成長率

県内総生産の対前年度増加率。名目値と実質値がある。

→ 名目値、実質値

経常移転

移転とは、ある制度単位が、直接の見返りにいかなる財貨・サービスなどを受け取ることなく、財貨・サービスなどを他の制度単位に対し供給する取引を指し、この中で経常的な収入の中から充てられ、受取側の投資の源泉とならないものを経常移転という。

経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。

→ 資本移転、その他の経常移転、他に分類されない経常移転

経常収支（域外）

財貨・サービスの域外との受取と支払の差額、要素所得の域外との受取と支払の差額の合計に、域外との経常移転の受取と支払の差額を加えたもの。

県外に対する債権の変動

資産の変動の一部。対外資産の純増と対外負債の純増の差。県の資金過不足を表しており、プラスのときは、県外資本への県内からの投資分となる。

→ 資産の変動

研究開発（R & D）

2008 SNA（国民経済計算に係る最新の国際基準）では、研究開発（R & D）について、知識ストックを増加させ、それを活用して新たな応用を生む創造的活動と位置づけた。

現実社会負担

社会負担のうち、社会給付の支払いに備えて、雇主及び雇用者が、社会保障基金及び年金基金に対して支払うもの。雇主の現実年金負担、雇主の現実非年金負担、家計の現実年金負担、家計の非現実年金負担からなる。

→ 帰属社会負担

県内純生産

県内ベースの純生産。県内総生産から固定資本減耗を除いたものが市場価格表示の県内純生産で、さらに生産・輸入品に課される税（補助金控除後）を除くと要素費用表示の県内純生産となる。

県内総生産（支出側）

県内で新たに生み出された付加価値を消費や投資などの側面から見たものであり、県内総生産（生産側）と同額となる。最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出入（純）、統計上の不突合からなる。

国民経済計算では国内総生産（GDP）。

→ 県民総所得、三面等価、付加価値

県内総生産（生産側）

県内で新たに生み出された付加価値を

生産活動から見たものであり、この県内総生産を経済活動別にみたものが経済活動別県内総生産となる。県内総生産（支出側）と同額になる（支出側に調整項目である統計上の不突合が計上されている）。この生産側と支出側の状況について表したものが、統合勘定のうちの「県内総生産勘定（生産側と支出側）」となる。

→ 経済活動別分類、三面等価、付加価値

県内ベース

主体に関わらず、経済活動の場所（県内）に着目した値。

→ 県民ベース

現物社会移転

一般政府（地方政府等）及び対家計民間非営利団体により、家計に対して現物で行われる財貨・サービスの移転的支出。具体的には社会保障制度における医療費等の保険給付分、公費負担医療給付、公共施設において利用者の料金負担で賄われない部分等。

→ 家計現実最終消費支出、地方政府等現実最終消費支出

現物社会移転以外の社会給付

その他の経常移転の一部。社会保障基金及び年金基金から家計への支払など、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転。現金による社会給付（公的年金の給付など）などがある。

県民可処分所得

市場価格表示の県民所得に域外からの経常移転（純）を加えた値で、県民（企業含む。）が実際に使用可能な所得を示している。県民可処分所得を支払の面から

見ると、最終消費支出と県民貯蓄からなる。この所得と使用の状況について表したものが、統合勘定のうちの「県民可処分所得と使用勘定」である。

県民雇用者報酬

生産活動から発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者（県民ベース）への分配額をいう。賃金のほか、雇用者の福利厚生のための雇主の各種負担を含む広義の雇用者の所得。賃金・俸給、雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担からなる。税金・社会保険料控除前の値。

県民所得

分配された付加価値を県民ベースで評価したもの。県民雇用者報酬、財産所得、企業所得からなる。県民所得には市場価格表示と要素費用表示があり、主要指標としては、通常、要素費用表示の額を県民所得としている。

→ 市場価格表示、要素費用表示、一人当たり県民所得

県民総所得（市場価格）

県民ベースの総所得。県内総生産（支出側）に県外からの雇用者報酬（純）、域外からの財産所得（純）を加えた値。

県民貯蓄

県民可処分所得から最終消費支出を引いた値。貯蓄・資本移転による正味資産の変動の一部であり、資本蓄積（投資）のための原資となる。

県民ベース

経済活動の場所に関わらず、居住者主体（県民）に着目した値。県民には、個人のみならず企業や一般政府も含まれる。なお、県民かどうかは、資本関係ではなく事業所の所在地で判断する。

→ 県内ベース

こ 公的企業

政府により所有または支配されている企業で、商法等により法人格を持つ公的法人企業及び財貨・サービスを市場で販売する大規模な非法人政府事業体、政府関係金融機関、一部の特別会計など。

個人企業

企業の一部。農林水産業とその他（農林水産業以外の産業）、持ち家（帰属家賃）からなる。統計上、個人企業を家計と分離するのが困難な場合、家計と合わせ家計（個人企業含む。）としている。

→ 制度部門別分類、持ち家の帰属家賃

固定資本減耗

財貨・サービスの生産のために原則として1年を超えて繰り返し使用される建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等の固定資産（有形固定資産・無形固定資産）について、通常の摩耗や損傷、通常起こりうる程度の事故による損害からくる減耗分を評価した額。企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。固定資本減耗を引く前の付加価値を総生産、引いた後を純生産という。

雇用者

あらゆる生産活動に従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従事者を除く全ての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。

→ 就業者

さ 財貨・サービスの移出入

財貨・サービスの海外及び域外との取引と直接購入から構成される。

在庫品評価調整

県民経済計算では、在庫変動の記録は

発生主義の原則により在庫増減時点の価格で評価することとなっている。一方で企業会計に基づく基礎統計から得られる期首期末の在庫残高の差額については評価価格の変動による価格変動分が含まれるため、これを調整する「在庫品評価調整」が行われる。

在庫変動

総資本形成の一部。期末在庫残高から期首在庫残高を引いた値。

→ 在庫品評価調整、発生主義

財産所得

県民所得の一部。資産の貸借により生じる所得。利子、法人企業の分配所得（株式配当金、海外直接投資の投資先である現地企業の留保利益など）、その他の投資所得（保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権に係る投資所得、投資信託投資者に帰属する投資所得）、賃貸料（地代）からなる。

→ 企業所得、法人企業の分配所得、保険契約者に帰属する投資所得

最終消費支出

統合勘定のうちの「県民可処分所得と使用勘定」の一部。県内総生産（支出側）の一部でもあり、民間最終消費支出と地方政府等最終消費支出からなる。消費とは、当該期間内に使用し尽くされる対価を伴う支出のこと。最終消費とは、それ自体が目的の消費で、次の生産のための消費である中間消費（＝中間投入）と区別される。

→ 総資本形成

産出額

出荷額や売上高に近い概念。産出額から中間投入を引くと付加価値（総生産）になる。一般政府、対家計民間非営利団体については、コスト（雇用者報酬、中

間投入、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税）の合計により算出する。

三面等価

生産活動によって生み出された付加価値は、生産に参加した人や企業などに分配され、配分された所得は、家計による消費や企業などの投資として支出される。このように、生産、分配、支出の三面が概念上一致することをいう。

し 資産の変動

資本調達勘定の一面。投資活動により増加した資本等の蓄積状況。総資本形成、県外に対する債権の変動などからなる。

→ 県外に対する債権の変動

市場価格表示

市場で取引される価格による評価方法であり、「生産・輸入品に課される税（補助金控除後）（中央政府・地方政府）」を引く前の値。通常、県内総生産は市場価格表示の額を用いる。

→ 要素費用表示

市場生産者と非市場生産者

財貨・サービスの生産者について、経済的に意味のある価格で供給する場合を「市場生産者」、無料または経済的に意味のない価格で供給する場合を「非市場生産者」に区分する。原則として、売上高が生産費用の50%以上であれば「市場性がある」、50%未満であれば「市場性がない」と判断される。

制度部門別に見ると、非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）は市場生産者、一般政府及び対家計民間非営利団体は非市場生産者として扱われる。

実質値

物価の変動による影響をデフレーターにより除去した値。実質値の増加率は物

価上昇期には名目値より低く、物価下降期には高くなる。経済成長率の推移を見る場合は、通常、実質値を用いる。

→ 名目値、経済成長率

資本移転

反対給付を伴わない移転のうち、受取側の資本形成やその他の資本蓄積あるいは長期的な支出の資金源泉となり、支払側の資産又は貯蓄から賄われるような移転を指す。具体的には資本税（相続税、贈与税）や、投資に対する交付金（補助金、助成金等）、債権者と債務者双方の合意による負債の帳消し分等がある。

→ 経常移転

社会扶助給付

その他の経常移転の一部。一般政府及び対家計民間非営利団体から家計への支払。生活保護費など。

→ 貯蓄・資本移転による正味資本勘定

社会負担

その他の経常移転の一部。社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う支払を指す。現実社会負担と帰属社会負担からなる。

→ 現実社会負担、帰属社会負担

社会保障基金

一般政府の一部であり、社会全体あるいは大部分を対象として社会給付を行うことを目的とする組織。公的年金や公的医療保険など。

就業者

あらゆる生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事するものをいい、個人業主と無給の家族従事者を含む。

→ 雇用者

純貸出（＋）／純借入（－）

制度部門別資本勘定のバランス項目であり、貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、非金融資産の純取得（固定資本形成、在庫変動等）の差額である。額が正であれば純貸出（いわゆる貯蓄超過、黒字）、負であれば純借入（いわゆる投資超過、赤字）を表す。

純生産

総生産から固定資本減耗を引いた後の値。

→ 県内純生産、県民所得、要素費用表示

所得支出勘定

「非金融法人企業」「金融機関」「一般政府（地方政府等）」「家計（個人企業を含む）」「対家計民間非営利団体」の5つの制度部門別に所得の受取と支払を示す勘定。制度部門別勘定を集計したものは統合勘定のうちの「県民可処分所得と使用勘定」になる。

→ 制度部門別分類

所得・富等に課される経常税

所得税、法人税、県民税、市町村民税などの定期的に支払われる家計の所得や法人企業の利潤に課される税、さらに富に課される税からなる。なお、定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、資本移転に含まれる。

→ 生産・輸入品に課される税

せ 生産・輸入品に課される税

消費税、酒税等の国内消費税や固定資産税、自動車関連税の一部など、いわゆる間接税に相当するものが含まれる。生産者にとっては生産コストの一部を構成するものと見なされる点で、「所得・富等に課される税」や「資本税」とは区別さ

れる。

- 生産・輸入品に課される税（補助金控除後）、所得・富等に課される経常税、総資本形成に係る消費税

生産・輸入品に課される税（補助金控除後）

生産・輸入品に課される税から補助金を引いた値。財貨・サービスの価格形成にあたり、生産・輸入品に課される税は上昇効果、補助金は下落の効果を持つことから、補助金を控除項目としている。「生産・輸入品に課される税（補助金控除後）」を除く前の値を市場価格表示、引いた後を要素費用表示という。

- 市場価格表示、要素費用表示、補助金

制度部門別分類

財や資産を所有し、負債を負い、自らの意思で経済活動を行う主体である制度単位による分類である。制度単位は非金融法人企業、金融機関、一般政府（地方政府等）、家計（個人企業を含む。）及び対家計民間非営利団体の5つに分類される。

- 経済活動別分類

そ 総固定資本形成

総資本形成の一部であり、建物、機械・設備、知的財産生産物などの有形または無形の資産の取得や価値増大のため支出された額を指す。住宅、企業設備、一般政府からなる。企業設備とは建築物（工場・事業所等）や機械設備、ソフトウェアの購入、研究開発費（R&D）や土地造成など。一般政府とは学校や道路などの公共施設の他、ソフトウェアの購入やR&Dなど。ただし、中古品の購入や土地の購入は含まない。

- 研究開発（費）（R&D）

総資本形成

資産の変動の一部。県内総生産（支出側）の一部でもある。県内への投資分（その対価が当該期間（1年間）内に使用し尽くされない支出）で、総固定資本形成と在庫変動からなる。

- 最終消費支出、資産の変動

総資本形成に係る消費税

消費税の課税業者が投資を行った場合、その投資財に含まれる消費税額については、自ら納める消費税額から控除することができるが、この分を経済活動別に分割することは統計上困難である。そこで総資本形成にかかる消費税額を一括計上したうえで控除している。

- 経済活動別県内総生産、生産・輸入品に課される税

総生産

固定資本減耗を引く前の値。産出額から中間投入を引いた値でもある。

- 県内総生産（生産側）、市場価格表示、付加価値

その他の経常移転

経常移転のうち、所得・富等に課される経常税や社会負担、社会給付以外のものを指す。具体的には、非生命保険金及び非生命純保険料、一般政府内の経常移転（地方交付税交付金等）、他に分類されない経常移転からなる。

- 経常移転、所得・富等に課される経常税、資本移転、生産・輸入品に課される税（補助金控除後）

その他の社会保険非年金給付

社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付（退職一時金、私的保険への拠出

金等)を指す。

その他の投資所得

金融機関による投資により得られる所得のうち、保険契約者や年金受給者等に帰属するものを指す。具体的には「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」、「投資信託投資者に帰属する投資所得」から成り、金融機関において留保される。

た 対家計民間非営利団体

制度部門別分類における取引主体の1つ。私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体など、利潤の追求を目的とせず家計に対し財貨・サービスを提供する団体。

対家計民間非営利団体最終消費支出

民間最終消費支出の一部で、非市場生産者としての対家計民間非営利団体の最終消費支出。対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額から家計への財貨・サービス販売収入を原資とする支出、及び総固定資本形成に充てられる支出を控除したもの。

他に分類されない経常移転

その他の経常移転のうち、非生命保険金、非生命純保険料、一般政府内の経常移転を除く分を指す。具体的には寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金が含まれる。

→ その他の経常移転

ち 地方政府等現実最終消費支出

地方政府等最終消費支出から、現物による社会移転として家計に支給した財貨・サービス分(現物社会移転)を控除したもの。

→ 家計現実最終消費支出

地方政府等最終消費支出

一般政府(地方政府等)による最終消費支出であり、以下①、②から構成される。

- ①現物社会移転(市場産出の購入)。つまり、無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービス。
- ②一般政府(地方政府等)により産出された財貨・サービスのうち、他の制度部門からの対価を伴う収入により賄われず、かつ、政府が自己消費として使い尽くした部分。言い換えると、一般政府の産出額から手数料や授業料等の収入及び総固定資本形成に充てられる部分を控除したもの。

→ 産出額、地方政府等現実最終消費支出

中間投入、中間消費

中間投入とは生産の過程で原材料、光熱水費、間接費等として投入(消費)された財貨・サービスを指す。産出額から中間投入を控除したものが付加価値(総生産)となる。雇用者報酬、固定資本減耗、移転的収支は含まない。

なお、中間投入と中間消費は同義語であるが、国民・県民経済計算では、経済活動別に推計される計数を中間投入、財貨・サービス別に推計される計数を中間消費と呼び区別する。

→ 産出額、総生産

貯蓄・資本移転による正味資産の変動

「資本勘定」の一面。投資活動の原資の調達状況。県民貯蓄、域外からの資本移転(純)、統計上の不突合からなる。

なお、正味資産は期末の資産総額から負債総額を差し引いたものであるが、県民経済計算では資料の制約等の理由から変動分のみ推計を行っている。

賃金・俸給

県民雇用者報酬の一部。賃金に近い概念。現物給与、企業の役員報酬、議員歳費等も含む。現物給与は差額家賃（社宅など市中家賃より安く住宅を提供する際の差額）を含む。

賃貸料

財産所得の一部。土地等の非生産資産の貸借により生じる所得であり、土地の純賃貸料が含まれる。なお、建物・機械設備の賃貸により生じる所得は、財貨・サービスの提供に対する所得として企業所得に含める。

て デフレーター

名目値から実質値を求める際に用いる物価指数。

と 統計上の不突合

県内総生産（支出側）の一部。概念上一致するはずの県内総生産の生産側と支出側との間で、推計方法の違いなどから生じる不一致を調整するために計上する。県民経済計算では支出系列に計上しているが、国民経済計算では生産系列に計上している。

→ 三面等価

ね 年金受給権に係る投資所得

財産所得の一部。企業年金など雇用関係をベースとする退職後所得保障について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者である雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。現実には年金基金が留保するが、概念上は年金受給権者である家計に帰属するものであるため、県民経済計算では年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担（追加掛金）として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。追加負担は「家計の追加社会負担」

として記録される。

→ 家計の追加社会負担、保険契約者に帰属する投資所得、年金受給権の変動調整

年金受給権の変動調整

社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取側、金融機関の支払側に記録される。年金制度に係る負担や給付の受払は、家計部門としては負担の支払は可処分所得を減少させ、給付の受取は可処分所得を増加させる効果を有する。経済全体として超過負担額（負担－受取）がプラスであればマクロの可処分所得が減ることとなる。一方、金融面からみれば、超過負担額は「年金受給権」という家計部門にとっての金融資産の備蓄となり、年金を運営する立場の金融機関にとっての負債の備蓄となる。概念上、こうした金融面との整合性を確保する観点から、所得の使用勘定において「年金受給権の変動調整」を調整項目として記録している。

は 発生主義

県民経済計算では、取引の記録時点として当該取引が実際に発生した時点を適用することとしており、これを発生主義の原則という。発生主義では経済価値が創出され、更に分配され、また、交換、移転、消滅する時点において記録される。一例として、ある建設工事が、受注→着工→進捗→完成→支払、と進んだ場合、進捗した分を新たな価値の発生（生産）とし、同時に総資本形成（支出）、営業余剰・混合所得（分配）としてとらえる。

→ 在庫品評価調整、在庫変動

ひ 非金融法人企業

制度部門別分類の1つの取引主体。市場生産に携わる者のうち、金融機関以外の法人企業や準法人企業（海外企業の国内支店、国の特別会計の一部等）からなる。

一人当たり県民所得

県民所得を県民総人口で割った値。県民経済全体の所得水準を表す。一人当たり国民所得を100とした場合の比率は、所得水準の対全国格差をみる指標として用いられる。

→ 県民所得

ふ FISIM

金融仲介機関の中には、借り手と貸し手に対して異なる利子率を課したり支払ったりすることにより、明示的には料金を課さずにサービスを提供することができるものがある。FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）とは、このような金融仲介機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものである。

付加価値

県内における各経済主体が生産活動により新たに生み出した価値。県民経済計算ではこの付加価値の流れを「生産」「分配」「支出」の三面から捉えている。

→ 三面等価、総生産

ほ 法人企業

企業の一部。政府による支配の有無の観点から民間法人企業と公的企業に区分される。制度単位としては非金融法人企業と金融機関に区分される。

法人企業の分配所得

財産所得の一部。「配当」及び「準法人企業所得からの引出し」からなる。

配当は法人企業の発行する株式の所有者である株主が投資を行った結果として権利を得る株式配当金などの投資所得を指す。

準法人企業所得からの引き出しは、法人企業ではないがこれと同様に行動する制度単位である「準法人企業」について、その所有者が当該企業から引き出す資金（海外支店からの配分済みの収益、公営住宅使用料等）を指し、株式会社の出資者が受け取る配当と性質が類似するものである。

保険契約者に帰属する投資所得

財産所得の一部。保険契約者配当及び保険帰属収益（保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得）からなる。このうち保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に帰属するものであるため、県民経済計算では保険会社から保険契約者に一旦「保険契約者に帰属する投資所得」として支払われ、同額が追加保険料として保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

→ 年金受給権に係る投資所得

補助金

補助金とは、一般的に、一般政府から市場生産者に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低めるためのものをいう。利子補給金や公的企業への経常補助金などが含まれ、地方政府への公共事業負担金や私学助成は含まれない。

→ 生産・輸入品に課される税

み 民間最終消費支出

民間による最終消費支出。家計と対家計民間非営利団体の最終消費支出からな

る。

→ 対家計民間非営利団体最終消費支出

民間法人企業

企業の一部。非金融法人企業と金融機関からなる。

→ 公的企業

め 名目値

実際に市場で取引されている価格に基づいて推計された値。物価の変動分を含む。経済規模や経済活動別の構成比の比較などには通常名目値を用いる。

→ 実質値、経済成長率

も 持ち家の帰属家賃

実際には家賃の受払いを伴わない自己所有住宅（持ち家住宅）についても、通常の借家や借間と同様のサービスが生産、消費されるものと仮定して、それを市場家賃で評価した帰属計算上の家賃。生産系列では不動産業に、分配系列では個人企業の持ち家に、支出系列では家計最終消費支出の住居・電気・ガス・水道に計上される。

→ 家計最終消費支出、帰属計算

や 雇主の社会負担

「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」からなる。

→ 雇主の現実社会負担、雇主の帰属社会負担

雇主の帰属社会負担

確定給付型の退職後所得保障制度、退職一時金や社会保障基金によらない業務災害補償の雇主負担等からなる。社会負担の一部である帰属社会負担に等しい。

→ 帰属社会負担

雇主の現実社会負担

雇主によって社会保障基金や年金基金に直接支払われるもので、社会保険や企業年金などが該当する。

ゆ 輸入品に課される税・関税

財貨を輸入したときに課される関税。産出額と中間投入には同額が含まれるため、産出額から中間投入を差し引いて得られる県内総生産（生産側）には含まれていない。しかし、県内総生産（支出側）には市場価格として含まれるため、総生産（付加価値の合計）に輸入品に課される税・関税を加えて生産側と支出側を一致させている。

よ 要素所得

生産要素の対価として支払われる所得。雇用者報酬、営業余剰・混合所得からなる。

要素費用表示

生産のために必要とされる生産要素に対し支払われた額（要素費用）による評価方法であり、市場価格表示額から「生産・輸入品に課される税（補助金控除後）」を引いた後の値。通常、県民所得は要素費用表示の額を用いる。

→ 市場価格表示

り 利子

財産所得の一部。預貯金、債券、有価証券等の貸借により生じる所得。なお、国民経済計算及び県民経済計算における利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、FISIM調整後の概念である。

→ FISIM

県民経済計算の推計方法

I. 経済活動別県内総生産（生産側）

1 名目

項目	主な推計方法	主な基礎資料
市場生産者		
1 農業	I 米麦生産業、その他の耕種農業、畜産業 ① 産出額＝農業産出額×年度転換比率＋企業内研究開発のR&D産出額 ＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率＋FISIM消費額＋政府手数料 II 農業サービス業 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率	生産農業所得統計：農林水産省 国内企業物価指数：日本銀行 東北農林水産統計年報：東北農政局 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 国勢調査：総務省 県・市町村地方財政状況調査：総務省 内閣府資料 関係機関照会
2 林業	I 育林業 ① 産出額＝木材生産産出額×育林生産額比率×民有林野面積比率×年度転換比率 ＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 II 木材生産業 ① 産出額＝木材生産産出額×民有林野面積比率×年度転換比率 ＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 III 特用林産物 ① 産出額＝（栽培きのこ類生産産出額＋林野副産物採取産出額）×年度転換比率 ＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率	林業産出額：農林水産省 宮城県産業連関表：県 農林業センサス：農林水産省 国内企業物価指数：日本銀行 みやぎの園芸特産データブック：県 国勢調査：総務省 内閣府資料 関係機関照会
3 水産業	I 海面漁業・海面養殖業 ① 産出額＝海面漁業・養殖業産出額×年度転換比率＋企業内研究開発のR&D産出額 ＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率＋FISIM消費額＋政府手数料 II 内水面漁業・内水面養殖業 ① 産出額＝生産量×単価＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率＋FISIM消費額＋政府手数料 III 捕鯨業 ① 産出額＝営業収入＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率＋FISIM消費額＋政府手数料	漁業産出額：農林水産省 水産物水揚統計：県 漁業経営統計調査：農林水産省 漁業センサス：農林水産省 漁業・養殖業生産統計：農林水産省 国勢調査：総務省 県・市町村地方財政状況調査：総務省 内閣府資料 関係機関照会
4 鉱業	I 鉱業 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率	国内企業物価指数：日本銀行 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省
5 製造業	I 製造業 ① 産出額＝製造品出荷額等×年度転換比率＋企業内研究開発のR&D産出額 ＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝原材料使用額等×年度転換比率＋間接費＋FISIM消費額＋政府手数料	工業統計調査：経済産業省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 経済構造実態調査：総務省・経済産業省 宮城県鉱工業生産指数：県 製造業部門別投入・産出物価指数：日本銀行 企業物価指数：日本銀行 国勢調査：総務省 県・市町村地方財政状況調査：総務省 生産側系列の四半期速報（生産QNA）（参考系列） ；内閣府 内閣府資料 関係機関照会
6 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	I 電気業 ① 産出額＝全国産出額×発電・送配電部門分割比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率＋FISIM消費額 II ガス・熱供給業 ① 産出額＝営業収入等＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝営業費用等＋FISIM消費額 III 水道業 ① 産出額＝営業収入等＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝営業費用等＋FISIM消費額 IV 廃棄物処理業 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率	地方公営企業決算状況調査：総務省 第3次産業活動指数：経済産業省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 国勢調査：総務省 内閣府資料 関係機関照会
7 建設業	I 建築工事・土工工事 ① 産出額＝全国建設投資額×出来高ベース工事高比率＋企業内研究開発のR&D産出額 ＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 II 補修工事 ① 産出額＝建築・土工工事産出額×建設補修率＋企業内研究開発のR&D産出額 ＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率	建設投資見通し：国土交通省 建設総合統計年度報：国土交通省 建設工事施工統計調査：国土交通省 国勢調査：総務省 内閣府資料

<p>8 卸売・小売業</p>	<p>I 卸売業 ① 産出額＝全国産出額×卸売業分割比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>II 小売業 ① 産出額＝全国産出額×小売業分割比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p>	<p>商業統計調査：経済産業省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 商業動態統計調査：経済産業省 法人企業統計調査：財務省 宮城県産業連関表：県 個人企業経済調査：総務省 地方公営企業決算状況調査：総務省 国勢調査：総務省 内閣府資料</p>
<p>9 運輸・郵便業</p>	<p>I 鉄道業 ① 産出額＝営業収益等（×乗車人員数比率・発送トン数比率） ＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>II 道路運送業 (道路旅客業) ① 産出額＝営業収益＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (道路貨物輸送業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×輸送トン数比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>III 水運業 (外洋輸送業・港湾運送業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×貨物量比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (沿海・内水面輸送業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>IV 航空運輸業 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×空港間旅客数比率×乗客数比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>V その他の運輸業 (倉庫業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×在庫量比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (高速自動車道・有料道路) ① 産出額＝料金収入×道路延長キロ比率＋企業内研究開発のR&D産出額 ＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (路外駐車場) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×駐車可能台数比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (自動車ターミナル) ① 産出額＝営業収入＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (航空施設管理・その他の航空附帯サービス業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×航空運輸業の産出額比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (旅行・その他の運輸附帯サービス業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ＋民泊産出額のうち仲介業者（プラットフォーム）への支払（仲介手数料） ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (上記以外の作業分類) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>VI 郵便業 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p>	<p>貨物地域流動調査：国土交通省 地方公営企業決算状況調査：総務省 鉄道輸送統計年報：国土交通省 運輸要覧：東北運輸局 第3次産業活動指数：経済産業省 自動車輸送統計年報：国土交通省 港湾統計年報：国土交通省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 航空輸送統計：国土交通省 空港管理状況調査：国土交通省 倉庫統計季報：国土交通省 自動車駐車場年報：国土交通省 国勢調査：総務省 内閣府資料 関係機関照会</p>
<p>10 宿泊・飲食サービス業</p>	<p>I 飲食サービス業 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>II 旅館・その他の宿泊所 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p>	<p>第3次産業活動指数：経済産業省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 内閣府資料</p>
<p>11 情報通信業</p>	<p>I 電信・電話業 (電信・電話業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×電話発信回数比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (インターネット附随サービス業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>II 放送業 (公共放送業) ① 産出額＝受信料収入＋交付金収入＋企業内研究開発のR&D産出額 ＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (民間放送業) ① 産出額＝営業収入＋企業内研究開発のR&D産出額＋自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率 (有線放送業) ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>III 情報サービス業 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>IV 映像・音声・文字情報制作業 ① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p>	<p>第3次産業活動指数：経済産業省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 国勢調査：総務省 情報通信白書：総務省 内閣府資料 関係機関照会</p>

<p>12 金融・保険業</p>	<p>I 金融業 (日本銀行(市場産出分)の産出額) ① 産出額=全国受取手数料×従業者数比率+企業内研究開発のR&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率 (FISIM産出額) ① 産出額=全国FISIM産出額×貸出金・預金残高比率+企業内研究開発のR&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率 (受取手数料(預金取扱機関)) ① 産出額=全国受取手数料×貸出金・預金残高比率+企業内研究開発のR&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率 (受取手数料(その他の金融機関)) ① 産出額=全国受取手数料×従業者数比率+企業内研究開発のR&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>II 保険業 (生命保険) ① 産出額=全国産出額×保有契約高比率+企業内研究開発のR&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率 (年金基金) ① 産出額=全国産出額×加入者数比率+企業内研究開発のR&D産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率 (非生命保険) ① 産出額=保険料-保険金-準備金純増+財産運用純益 + 企業内研究開発のR&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率 (定型保証) ① 産出額=下記計数+企業内研究開発のR&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 ・ 事業費用 ・ 全国産出額×住宅・土地の負債高比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p>	<p>経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 生命保険事業概況：生命保険協会 総合農協統計表：農林水産省 厚生年金保険・国民年金事業年報：厚生労働省 損害保険料率算出機構統計集 ：損害保険料率算出機構 県・市町村地方財政状況調査：総務省 全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)：総務省 国勢調査：総務省 内閣府資料 関係機関照会</p>
<p>13 不動産業</p>	<p>I 住宅賃貸業 ① 産出額=住宅床面積×単価(1㎡当たり家賃)+民泊産出額 + 自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>II 不動産仲介業 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>III 不動産賃貸業 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p>	<p>第3次産業活動指数：経済産業省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 国勢調査：総務省 観光庁資料 内閣府資料 支出系列の推計値</p>
<p>14 専門・科学技術、 業務支援サービス業</p>	<p>I 研究開発サービス ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>II 広告業 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>III 物品賃貸サービス業 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>IV その他の対事業所サービス業 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>V 獣医業 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×獣医師数比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p>	<p>第3次産業活動指数：経済産業省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 獣医師法第22条の届出状況：農林水産省 内閣府資料</p>
<p>15 教育</p>	<p>I 教育 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p>	<p>第3次産業活動指数：経済産業省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 内閣府資料</p>
<p>16 保健衛生・社会事業</p>	<p>I 医療業 ① 産出額=保険適用となる傷病治療費×(1+保険外診療比率) + 企業内研究開発のR&D産出額+自社開発ソフトウェア産出額 ・ 保険適用となる傷病治療費=公費負担+保険者等負担 + 後期高齢者医療給付分(旧老人保健分)+患者負担分 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>II 保健衛生業 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>III 社会福祉業 ① 産出額=全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p> <p>IV 介護 ① 産出額=介護給付・予防給付費用額+市町村特別給付費用額 + 自社開発ソフトウェア産出額 ② 中間投入=産出額×中間投入比率</p>	<p>国民医療費：厚生労働省 基金年報：社会保険診療報酬支払基金 年度統計：社会保険診療報酬支払基金 国民健康保険事業年報：厚生労働省 後期高齢者医療事業状況報告：厚生労働省 第3次産業活動指数：経済産業省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 介護保険事業状況報告：厚生労働省 国勢調査：総務省 内閣府資料 関係機関照会</p>

17 その他のサービス	<p>I 自動車整備業</p> <p>① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×自動車保有車両数比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>II 機械修理業</p> <p>① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>III 会員制企業団体</p> <p>① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>IV 娯楽業</p> <p>① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>V 洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p> <p>VI その他の対個人サービス業</p> <p>① 産出額＝全国産出額×年度転換比率×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝産出額×中間投入比率</p>	第3次産業活動指数：経済産業省 交通関連統計資料集：国土交通省 経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 内閣府資料
非市場生産者	※括弧内は該当する経済活動分類	
1 一般政府	<p>I 下水道（電気・ガス・水道・廃棄物処理業） 公営企業の下水道事業</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝事業費用－人件費－減価償却費－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p> <p>II 廃棄物処理（電気・ガス・水道・廃棄物処理業） 普通会計の廃棄物処理業</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝賃金を除く物件費等－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p> <p>III 水運施設管理（運輸・郵便業） 海上保安部等</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝賃金を除く物件費等－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p> <p>IV 航空施設管理（国営）（運輸・郵便業） 航空管制等</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝賃金を除く物件費等－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p> <p>V 公務（公務） 一般政府の総額から他の作業分類分を控除した残差（普通会計、社会保障基金等）</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝賃金を除く物件費等－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p> <p>VI 教育（教育） 国立大学法人、普通会計の教育（社会教育を除く）等</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝賃金を除く物件費等－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p> <p>VII 社会教育（その他のサービス） 普通会計の社会教育等</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝賃金を除く物件費等－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p> <p>VIII 学術研究（専門・科学技術、業務支援サービス業） 学術研究機関</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝事業費用－人件費－減価償却費－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p> <p>IX 保健衛生、社会福祉（保健衛生・社会事業） 検疫所等、普通会計の保健衛生・社会福祉業（廃棄物処理業を除く）</p> <p>① 産出額＝中間投入＋固定資本減耗＋雇用人報酬＋生産・輸入品に課される税 ② 中間投入＝賃金を除く物件費等－受注型・パッケージ型ソフトウェア ＋FISIM消費額</p>	地方公営企業決算状況調査：総務省 県・市町村地方財政状況調査：県 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 関係機関照会
2 対家計民間非営利団体	<p>I 教育（教育）</p> <p>① 産出額＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額＋固定資本減耗＋純間接税 ＋雇用人報酬）×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額）×従業者数比率×現金給与比率</p> <p>II 社会教育（その他のサービス）</p> <p>① 産出額＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額＋固定資本減耗＋純間接税 ＋雇用人報酬）×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額）×従業者数比率×現金給与比率</p> <p>III 自然・人文科学研究機関（専門・科学技術、業務支援サービス業）</p> <p>① 産出額＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額＋固定資本減耗＋純間接税 ＋雇用人報酬）×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額）×従業者数比率×現金給与比率</p> <p>IV 社会福祉（保健衛生・社会事業）</p> <p>① 産出額＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額＋固定資本減耗＋純間接税 ＋雇用人報酬）×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額）×従業者数比率×現金給与比率</p> <p>V その他（その他のサービス）</p> <p>① 産出額＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額＋固定資本減耗＋純間接税 ＋雇用人報酬）×従業者数比率×現金給与比率 ② 中間投入＝全国値（中間投入額＋FISIM消費額）×従業者数比率×現金給与比率</p>	経済センサス基礎調査：総務省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 学校基本調査：文部科学省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 内閣府資料

輸入品に課される税・関税	○ 輸入品に課される税・関税＝全国値×輸入額比率	貿易統計：財務省 内閣府資料
総資本形成に係る消費税	○ 総資本形成に係る消費税＝県内総固定資本形成×控除税額比率	内閣府資料 支出系列の推計値
固定資本減耗	I 市場生産者 ○ 固定資本減耗＝経済活動別産出額×固定資本減耗比率 II 非市場生産者のうち一般政府 ○ 固定資本減耗＝経済活動別産出額（固定資本減耗を除く）×固定資本減耗比率 III 非市場生産者のうち対家計民間非営利団体 ○ 固定資本減耗＝全国値×従業者数比率×現金給与比率	宮城県産業連関表：県 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 支出系列の推計値
生産・輸入品に課される税	I 市場生産者 (全経済活動部門に格付けるもの) ① 不動産関係税 ・住宅用…不動産業 ・住宅用以外の家屋、土地、償却資産分…総生産の構成比で按分 ② 自動車関係税 ・営業用…運輸・郵便業 ・営業用以外…自動車ストック額の構成比で按分 ③ 事業所税…総生産の構成比で按分 ④ 印紙収入…総生産の構成比で按分 ⑤ 消費税＝納税額＋地方消費税－還付金額＋設備投資及び在庫投資に係る控除額 …課税対象総生産の構成比で按分 ⑥ 国際観光旅客税…総生産の構成比で按分 (各経済活動部門に格付けるもの) ① 国税 ・酒税、たばこ税、揮発油税（製造業）、 電源開発促進税（電気・ガス・水道・廃棄物処理業）など ② 県税 ・県たばこ税、経由引取税（卸売・小売業）、 ゴルフ場利用税（その他のサービス）など ③ 市町村税 ・市町村たばこ税（卸売・小売業）、入湯税（宿泊・飲食サービス業）など II 非市場生産者のうち一般政府 ○ 決算書又は関係機関への直接照会により推計 III 非市場生産者のうち対家計民間非営利団体 ○ 全国値を総生産の比率で按分 ○ 補助金＝全国経済活動別補助金×総生産比率	県・市町村地方財政状況調査：総務省 宮城県税務統計書：県 工業統計調査：経済産業省 経済センサス活動調査：総務省・経済産業省 経済構造実態調査：総務省・経済産業省 貿易統計：財務省 国税庁統計年報書：国税庁 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 関係機関照会
補助金	○ 補助金＝全国経済活動別補助金×総生産比率	内閣府資料

2 実質：連鎖方式

項目	推計方法	主な基礎資料
実質値	※前項の名目値を以下の手順により実質化する。 ① 年度デフレーターを作成 ・国の連鎖デフレーター（暦年値）の年度転換 ② 前年度を基準年次とした当年度実質値の算出 ・産出額及び中間投入＝当年度名目値÷（当年度デフレーター÷前年度デフレーター） ・総生産＝産出額－中間投入 ③ 前年度を基準年次とした実質値の対前年度増減率の算出 ・対前年度増減率＝上記②の実質総生産÷前年度名目総生産 ④ 当年度の実質総生産（連鎖方式）の一次推計値 ・一次推計値＝推計開始（平成23）年度の名目総生産×上記③の対前年度増減率 （上記③の増減率を順次乗じることで、連鎖方式の実質総生産を算出） ⑤ 各年度の実質総生産（連鎖方式）（平成27年基準） ・実質総生産（連鎖方式） ＝上記④の一次推計値×（平成27年度の実質総生産（平成27年基準） ÷平成27年度の上記④の一次推計値） ・平成27年度の実質総生産（平成27年基準） ＝（平成27年度名目産出額÷平成27年度産出額デフレーター） －（平成27年度名目中間投入÷平成27年度中間投入デフレーター）	国民経済計算年次推計：内閣府 国内企業物価指数：日本銀行 製造業部門別投入・産出物価指数：日本銀行 企業向けサービス価格指数：日本銀行 建設工事費デフレーター：国土交通省 消費者物価指数：総務省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 内閣府資料

II. 県民所得の分配

項目	主な推計方法	主な基礎資料
<p>《県民雇用者報酬》 (1) 賃金・俸給</p>	<p>I 現金給与</p> <p>① 農林水産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業 (販売農家一戸当たり雇人費×販売農家戸数) + (一人当たり雇人報酬×全国格差×雇人者数) + (有給家族従業者一人当たり年間平均給与×有給家族従業者数) 全国格差=一人当たり平均年間現金給与と総額対全国比 ・ 林業 a+b+c+d a. 林家=林業の県内純生産×林野面積個人分割合×雇用労賃率 b. 林業法人事業体=一人当たり雇人報酬×全国格差×林業法人雇用者数 c. 地方公共団体・財産区(林業)=該当項目積上 d. 有給家族従業者=有給家族従業者一人当たり年間平均給与×有給家族従業者数 全国格差=一人当たり平均年間現金給与と総額対全国比 ・ 水産業 a+b+c a. 海面漁業、海面養殖業、内水面漁業、内水面養殖業 =産出額×雇人報酬比率 b. 捕鯨業=該当項目積上 c. 有給家族従業者=一人当たり年間平均給与×有給家族従業者数 <p>② 農林水産業以外の産業 a+b+c</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 常用雇用人(サービス業(教育)のうちの教職員・非市場生産者のうち公務を除く) =常用雇用人者数×常用雇用人一人当たり賃金・俸給 b. サービス業(教育)のうちの教職員・公務の常用雇用人=該当項目積上 c. 臨時・日雇=臨時・日雇の産業別雇用人者数 ×臨時・日雇の産業別一人当たり年間現金給与額 <p>II 役員報酬(給与・賞与)=一人当たり役員給与・賞与×役員数</p> <p>III 議員歳費等=該当項目積上</p> <p>IV 現物給与=現金給与と所得×現物給与と比率</p> <p>V 給与と住宅差額家賃=(1か月1㎡当たり市中平均家賃(民営借家) -1か月1㎡当たり給与と住宅家賃)×給与と住宅面積×12か月</p>	<p>農業経営統計調査：農林水産省 農林業センサス：農林水産省 法人企業統計：財務省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 経済センサス：総務省 農林業センサス：農林水産省 林業経営統計調査：農林水産省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 経済センサス：総務省</p> <p>漁業経営統計調査：農林水産省 東北農林水産統計年報：東北農政局 法人企業統計：財務省 生産系列の推計値</p> <p>国勢調査：総務省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 宮城県の工業：県 経済構造実態調査：総務省・経済産業省 みやぎの雇用と賃金：県 経済センサス：総務省 民間給与実態統計調査：国税庁 学校基本調査：県 宮城県歳入歳出決算附属書：県 地方財政状況調査：総務省 地方教育費調査報告書：県 私立学校の概要：県 賃金構造基本統計調査報告書：厚生労働省 関係機関照会</p> <p>国勢調査：総務省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 内閣府資料</p> <p>国会所管歳出決算報告書：財務省 宮城県職員録：県</p> <p>内閣府資料</p> <p>住宅・土地統計調査：総務省 内閣府資料</p>
<p>(2) 雇主の社会負担 a. 雇主の現実社会負担</p>	<p>①+②</p> <p>① 社会保障基金に係る現実社会負担 特別会計(全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険) 共済組合(国家公務員共済組合・同連合会、 地方公務員共済組合・同連合会、私立学校振興・共済事業団、地方議会議員共済会、 農林漁業団体職員共済組合)、組合管掌健康保険、児童手当及び子ども手当、 社会保障基金(地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金)、介護保険</p> <p>② その他の社会保険制度に係る現実社会負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 確定給付型企業年金と発生主義により記録する退職一時金 確定給付型企業年金、退職一時金(民間等) ・ 確定拠出型企業年金 勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、 国家公務員共済組合(退職等年金経理)、 地方公務員共済組合(退職等年金給付調整経理)、 日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定)、確定拠出年金(企業型) 	<p>事業年報：全国健康保険協会 厚生年金保険・国民年金事業年報：厚生労働省 労働者災害補償保険事業年報：厚生労働省 雇用保険事業年報：厚生労働省 国民健康保険事業年報：厚生労働省 後期高齢者医療事業状況報告書：厚生労働省 国家公務員給与等実態調査報告書：人事院 地方公務員給与の実態：総務省 経済センサス：総務省 児童手当事業年報：厚生労働省 子ども手当事業年報：厚生労働省 地方財政状況調査：総務省 介護保険事業状況報告書：厚生労働省 国税庁統計年報：国税庁 中小企業退職金共済事業年次統計表 ：勤労者退職金共済機構 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 関係機関照会 生産系列の推計値</p>
<p>b. 雇主の帰属社会負担</p>	<p>①+②</p> <p>① 雇主の帰属年金負担=現在勤務分(年金制度の手数料を含む)-確定給付型年金に係る 雇主負担の現実年金負担 現在勤務分=全国値×分割比率×内訳転換比率 分割比率=厚生年金保険の保険料収納額の対全国比 内訳転換比率=賃金・俸給額(県民ベース)÷賃金・俸給額(県内ベース)</p> <p>② 雇主の帰属非年金負担(退職一時金(政府等)、公務災害補償費、その他) 退職一時金(政府等)=国、県、市町村、公営企業の該当項目積上 公務災害補償費=国、県、市町村、一部事務組合の該当項目積上 その他=現金給与×(国の雇用人報酬のその他÷国の現金給与)</p>	<p>地方財政状況調査：総務省 地方公営企業決算状況調査：総務省 経済センサス：総務省 内閣府資料 関係機関照会</p>

<p>《営業余剰・混合所得》</p>	<p>I 直接推計の営業余剰 = [金融・保険業+公的企業（金融機関を除く）+住宅貸貸業（持ち家）] の 経済活動別営業余剰 ① 金融・保険業（民間+公的）＝営業余剰 ② 公的企業（金融機関を除く） ・国＝全国値×分割比率 ・県、市町村＝該当項目積上 ③ 住宅貸貸業（持ち家）＝持ち家帰属家賃×営業余剰比率</p> <p>II その他の営業余剰及び混合所得 ① 家計（個人企業） ・農林水産業＝同業純生産－同業雇用者報酬－同業民間法人企業営業余剰 ・その他の経済活動＝Σ各経済活動（一企業当たり本業混合所得×個人企業数） ＋内職混合所得＋兼業混合所得 ② 民間非金融企業法人 ・全経済活動営業余剰－直接推計の経済活動別営業余剰 －家計（個人企業）営業余剰・混合所得－公的非金融法人企業の営業余剰・混合所得</p>	<p>地方財政状況調査：総務省 地方公営企業決算状況調査：総務省 市町村決算概要：県 国税庁統計年報書：国税庁 仙台国税局統計書：仙台国税局 宮城県税務統計書：県 内閣府資料 関係機関照会 生産系列、支出系列の推計値</p>
<p>《生産・輸入品に課される 税（補助金控除後）》</p>	<p>「I. 経済活動別県内総生産」参照 ・生産・輸入品に課される税＝地方政府等の受取に計上 ・補助金＝地方政府等の支払に計上</p>	<p>「I. 経済活動別県内総生産」参照</p>
<p>《財産所得》 1. 利子</p>	<p>I 支払利子 ① 非金融法人企業 ・民間企業＝全国値×民間非金融法人企業営業余剰の対全国比 ・公的企業＝全国値×公的非金融法人企業営業余剰の対全国比 ・FISIM調整額（控除）＝経済活動別の借り手側FISIM消費額の合計 －他部門の借り手側FISIM消費額の合計 ② 金融機関 ・民間機関 i) 民間金融機関＝全国値×預金残高比率等 ii) 生命保険＝全国値×契約高比率等 iii) 非生命保険 a. 本邦損害保険会社及び外国損害保険会社 ＝全国値×「保険料収入－支払保険金」の対全国比 b. その他の非生命保険 ＝全国値×支払利息比率等 ・公的機関 i) 公的金融機関 a. 財政融資資金特別会計＝全国値×支比率×貸付残高比率 b. ゆうちょ銀行＝全国値×貯金残高比率 c. その他公的金融機関＝全国値×貸付残高比率 ii) 生命保険＝全国値×保有契約金額比率 ・FISIM調整額（控除）＝全国値×金融・保険業産出額の対全国比 ③ 地方政府等 ・県、市町村＝地方債利子＋公営事業会計の支払利子＋一時借入金利子等 ・地方社会保障基金＝該当項目積上 ・FISIM調整額（控除）＝全国値×従業者数比率、歳出額の対全国比、全国FISIM調整率 ④ 家計（個人企業を含む）＝消費者負債利子＋住宅支払利子＋農林水産業の支払利子 ＋非農林水産業の支払利子 ・FISIM調整額（控除）＝全国値×負債現在高比率、全国FISIM調整率等 ⑤ 対家計民間非営利団体＝全国値×従業者数比率 ・FISIM調整額（控除）＝全国値×従業者数比率</p> <p>II 受取利子 ① 非金融法人企業 ・民間企業＝全国値×営業余剰の対全国比 ・公的企業＝全国値×営業余剰の対全国比 ・FISIM調整額（加算）＝経済活動別の貸し手側FISIM消費額の合計 －他部門の貸し手側FISIM消費額の合計 ② 金融機関 ・民間機関 i) 民間金融機関＝全国値×貸出残高比率 ii) 生命保険＝全国値×契約高比率等 iii) 非生命保険 a. 本邦損害保険会社及び外国損害保険会社 ＝全国値×「保険料収入－支払保険金」の対全国比 b. その他の非生命保険 ＝全国値×受取利息比率等 ・公的機関 i) 公的金融機関 a. 財政融資資金特別会計＝全国値×支比率×貸出残高比率 b. ゆうちょ銀行＝全国値×貯金残高比率 c. その他公的金融機関＝全国値×貸出残高比率 ii) 生命保険＝全国値×保有契約金額比率 ・FISIM調整額（加算）＝全国値×金融・保険業産出額の対全国比 ③ 地方政府等 ・県＝該当項目積上 ・市町村＝該当項目積上 ・地方社会保障基金＝該当項目積上等 ・FISIM調整額（加算）＝全国値×従業者数比率、歳出額の対全国比、全国FISIM調整率 ④ 家計（個人企業を含む） ・一般預貯金利子＝国の機関別一般預貯金利子×国内銀行個人預金残高比率×個人分割合 ・社内預金利子＝県内年度末預金残高×利率 ・有価証券利子＝全国値×国内銀行個人預金残高比率 ・信託利子＝全国値×国内銀行個人預金残高比率 ・FISIM調整額（加算）＝全国値×国内銀行個人預金残高比率 ⑤ 対家計民間非営利団体＝全国値×従業者数比率 ・FISIM調整額（加算）＝全国値×従業者数比率</p>	<p>宮城県農業協同組合要覧：県 農業共済財務主要統計：農林漁業信用基金 損害保険料率算出機構統計表 ：損害保険料率算出機構 日本銀行統計：日本銀行 地方財政状況調査：総務省 地方公営企業決算状況調査：総務省 全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）：総務省 生命保険事業概況：生命保険協会 農林漁業金融統計：農林中金総合研究所 厚生年金保険・国民年金事業年報：厚生労働省 宮城県歳入歳出決算附属書：県 国家公務員給与等実態調査報告書：人事院 市町村決算概要：県 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 関係機関照会 生産系列、支出系列の推計値</p>

<p>2. 法人企業の分配所得</p>	<p>I 法人企業の分配所得の支払</p> <p>① 非金融法人企業＝全国値×非金融法人営業余剰の対全国比</p> <p>② 金融機関＝全国値×金融機関営業余剰の対全国比</p> <p>II 法人企業の分配所得の受取</p> <p>① 非金融法人企業＝全国値×非金融法人営業余剰の対全国比</p> <p>② 金融機関＝全国値×金融機関営業余剰の対全国比</p> <p>③ 地方政府等＝該当項目積上</p> <p>④ 家計＝全国値×配当所得の対全国比</p> <p>⑤ 対家計民間非営利団体＝全国値×従業者数比率</p>	<p>地方財政状況調査：総務省 国税庁統計年報書：国税庁 内閣府資料 関係機関照会 生産系列の推計値</p>
<p>3. その他の投資所得</p>	<p>I 保険契約者に帰属する投資所得</p> <p>(1) 保険契約者に帰属する投資所得の支払</p> <p>① 生命保険の帰属収益</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険会社、公的生命保険＝全国値×保有契約高の対全国比 ・その他の生命保険＝全国値×預金残高比率、契約高比率 <p>② 非生命保険の帰属収益＝全国値×（保険料収入－支払保険金）の対全国比</p> <p>③ 定型保証の帰属収益</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国信用保証協会＝（預け金利息＋有価証券利息・配当金）－借入金利息 ・住宅ローン保証を提供する機関＝全国値×住宅ローン残高の対全国比 <p>④ 保険契約者配当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険契約者配当＝全国値×契約高の対全国比 ・非生命保険契約者配当＝全国値×（保険料収入－支払保険金）の対全国比 <p>(2) 保険契約者に帰属する投資所得の受取</p> <p>① 非金融法人企業、金融機関、地方政府等、対家計民間非営利団体 ＝非生命保険の保険契約者に帰属する財産所得の支払 ×非生命保険制度部門別分割比率</p> <p>② 家計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険＝生命保険の保険契約者に帰属する財産所得の支払 ・非生命保険＝非生命保険の保険契約者に帰属する財産所得の支払 ×非生命保険制度部門別分割比率 <p>II 年金受給権に係る投資所得</p> <p>(1) 年金受給権に係る投資所得の支払＝全国値×保険料収納済額の対全国比×内転換比率</p> <p>(2) 年金受給権に係る投資所得の受取＝年金受給権に係る投資所得の支払</p> <p>III 投資信託投資者に帰属する投資所得</p> <p>(1) 投資信託投資者に帰属する投資所得の支払＝全国値×預金残高額の対全国比</p> <p>(2) 投資信託投資者に帰属する投資所得の受取＝投資信託投資者に帰属する投資所得の支払</p>	<p>農林漁業金融統計：農林中金総合研究所 農業共済財務主要統計：農林漁業信用基金 地方財政状況調査：総務省 信用保証協会財務諸表：信用保証協会 全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）：総務省 損害保険料率算出機構統計集 ：損害保険料率算出機構 厚生年金保険・国民年金事業年報：厚生労働省 日本銀行統計：日本銀行 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 関係機関照会 生産系列の推計値</p>
<p>4. 賃貸料</p>	<p>I 土地の純賃貸料</p> <p>① 土地の支払賃貸料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関、非金融法人企業＝全国値×法人決定価格比率等 －土地税（固定資産税のうち土地分） ・地方政府等＝該当項目積上－土地税（固定資産税のうち土地分） ・家計（個人企業） <ul style="list-style-type: none"> i) 農林水産業分（田畑賃貸料）＝（田、畑の10アール当たり賃貸料 ×田、畑の果別借入耕地面積）－土地税（固定資産税のうち土地分） ii) 非農林水産業分＝持ち家のうち店舗その他併用住宅で敷地が借地の戸数 ×1世帯当たり地代×修正倍率－土地税（固定資産税のうち土地分） iii) 持ち家分＝持ち家のうち専用住宅で敷地が借地の戸数×1世帯当たり地代 ×修正倍率－土地税（固定資産税のうち土地分） ・対家計民間非営利団体＝全国値×従業者数比率－土地税（固定資産税のうち土地分） <p>② 土地の受取賃貸料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非金融法人企業＝全国値×法人決定価格比率等－土地税（固定資産税のうち土地分） ・一般政府＝該当項目積上－土地税（固定資産税のうち土地分） ・家計＝支払総賃貸料×国の受取・支払総賃貸料比率 －土地税（固定資産税のうち土地分） ・対家計民間非営利団体＝全国値×従業者数比率－土地税（固定資産税のうち土地分） 	<p>固定資産の価格等の概要調査：総務省 歳入歳出決算附属書：県 市町村決算概要：県 田畑価格及び賃貸料調査：日本不動産研究所 農林業センサス：農林水産省 住宅・土地統計調査：総務省 家計調査：総務省 全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）：総務省 経済センサス：総務省 内閣府資料 関係機関照会 生産系列の推計値</p>
<p>《その他の経常移転（財産所得以外の移転）》</p> <p>1. 所得・富等に課される経常税</p>	<p>I 支払（非金融法人企業、金融機関、家計）</p> <p>① 所得に課される税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得税 <ul style="list-style-type: none"> i) 源泉所得税＝該当項目積上－還付金 ii) 申告所得税＝申告所得税収納税額－還付金 ・法人税＝全国値×法人事業税収納済額比率 ・住民税（所得割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人税割、利子割）＝収入済額 <p>② その他の経常税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業税 <ul style="list-style-type: none"> i) 法人事業税、個人事業税＝県収入済額 ii) 特別法人事業税＝全国値×法人事業税収入額比率 ・自動車関係税＝県収入済額×家計分比率 ・国際観光旅客税＝国際観光旅客税（家計負担分）×日本出国者数の対全国比 ・狩猟税、住民税（均等割）＝県収入済額 <p>II 受取（一般政府）＝所得に課される税、その他の経常税積上</p>	<p>国税庁統計年報書：国税庁 仙台国税局統計書：仙台国税局 宮城県税務統計書：県 地方財政状況調査：総務省 経済センサス：総務省 内閣府資料 関係機関照会</p>

<p>2-1-1. 社会保障基金に係る現実社会負担</p>	<p>① 特別会計 ・健康保険、労働保険、船員保険、厚生年金 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=収納済額 ・国民年金=保険料収納額(支払=受取) ② 国民健康保険=保険料収納額 i) 支払=保険料収納額 ii) 受取=全国値×支払 ③ 後期高齢者医療(平成20年4月より計上) i) 支払=保険料収納額 ii) 受取=全国値×支払 ④ 共済組合 ・国家公務員共済組合、地方公務員共済組合 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=全国値×在勤人員構成比、普通会計関係職員数の対全国比 ・日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=該当項目積上 ・地方議会議員共済会 i) 支払=受取 ii) 受取=該当項目積上 ⑤ 組合管掌健康保険 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=全国値×法人の常用雇用者数の対全国比 ⑥ 全国健康保険協会(平成20年10月以降、任意継続被保険者分のみを計上) i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=全国値×負担額推計額の対全国比 ⑦ 児童手当及び子ども手当 i) 支払=民間分の受取+(公務員分の受取×内民転換比率) ii) 受取=民間分(該当項目積上)×内民転換比率 +公務員分(該当項目積上) ⑧ 社会保障基金 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=収納済額 ⑨ 介護保険 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=収納済額</p>	<p>事業年報：全国健康保険協会 厚生年金保険・国民年金事業年報：厚生労働省 労働者災害補償保険事業年報：厚生労働省 雇用保険事業年報：厚生労働省 国民健康保険事業年報：厚生労働省 後期高齢者医療事業状況報告：厚生労働省 国家公務員給与等実態調査報告書：人事院 地方公務員給与の実態：総務省 経済センサス：総務省 児童手当事業年報：厚生労働省 子ども手当事業年報：厚生労働省 地方財政状況調査：総務省 介護保険事業状況報告：厚生労働省 国税庁統計年報書：国税庁 中小企業退職金共済事業年次統計表 ：勤労者退職金共済機構 地方公営企業決算状況調査：総務省 常勤地方公務員災害補償統計 ：地方公務員災害補償基金 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 関係機関照会 生産系列、支出系列の推計値</p>
<p>2-2-1. 現金による社会保障給付</p>	<p>① 特別会計 ・厚生年金、国民年金 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=全国値×該当項目の対全国比 ・労働保険のうち労災保険 i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払×内民転換比率 ・労働保険のうち雇用保険 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=該当項目積上 ② 国民健康保険 i) 支払=受取 ii) 受取=該当項目積上 ③ 後期高齢者医療(平成20年4月より計上) i) 支払=保険料収納額 ii) 受取=支払 ④ 共済組合 ・国家公務員共済組合、地方公務員共済組合 i) 支払=全国値×在勤人員構成比、普通会計関係職員数の対全国比 ii) 受取=支払×内民転換比率 ・旧公営企業体職員共済組合 i) 支払=受取×内民転換比率 ii) 受取=全国値×年金額比率 ・日本私立学校振興・共済事業団、農林漁業団体職員共済組合 i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払×内民転換比率 ・地方議会議員共済会 i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払 ⑤ 組合管掌健康保険 i) 支払=全国値×常用雇用者数の対全国比 ii) 受取=支払×内民転換比率 ⑥ 全国健康保険協会(平成20年10月以降) i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払×内民転換比率 ⑦ 児童手当及び子ども手当 i) 支払=該当項目積上(民間分+公務員分) ii) 受取=民間分の支払+公務員分の支払×内民転換比率 ⑧ 社会保障基金 i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払×内民転換比率 ⑨ 介護保険 i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払</p>	

<p>2-1-2. その他の社会 保険制度に係る現実社会負担</p>	<p>① 確定給付型制度 ・確定給付型企業年金 i) 支払=全国値×保険料収納済額比率×内民転換比率 ii) 受取=支払 ・退職一時金(民間等) i) 支払=全国値×退職所得の源泉徴収税額比率×内民転換比率 ii) 受取=支払 ② 確定拠出型年金 ・勤労者退職金共済機構 i) 支払=該当項目積上×内民転換比率 ii) 受取=支払 ・中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定 i) 支払=全国値×新規件数比率×内民転換比率 ii) 受取=支払 ・国民年金基金・同連合会 i) 支払=全国値×累計加入者数比率 ii) 受取=支払 ・農業者年金基金 i) 支払=全国値×保険料収納済額比率 ii) 受取=支払 ・国家公務員共済組合(退職等年金経理)、 地方公務員共済組合(退職等年金給付調整経理) i) 受取=全国値×在勤人員構成比、普通会計関係職員数の対全国比 ×内民転換比率 ii) 受取=支払 ・日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定) i) 支払=該当項目積上×内民転換比率 ii) 受取=支払 ・確定拠出年金(企業型) i) 支払=全国値×保険料収納済額比率×内民転換比率 ii) 受取=支払 ・確定拠出年金(個人型) i) 支払=全国値×加入者数比率 ii) 受取=全国値×支払</p>	
<p>2-2-2. その他の社会 保険年金給付</p>	<p>① 確定給付型制度 ・確定給付型企業年金 i) 支払=受取 ii) 受取=全国値×年金額比率 ・退職一時金(民間等) i) 支払=全国値×退職所得の源泉徴収税額比率×内民転換比率 ii) 受取=支払 ② 確定拠出型年金 ・勤労者退職金共済機構 i) 支払=受取 ii) 受取=該当項目積上 ・中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定 i) 支払=受取 ii) 受取=全国値×新規件数比率×内民転換比率 ・国民年金基金・同連合会 i) 支払=受取 ii) 受取=全国値×累計加入者数比率 ・農業者年金基金 i) 支払=受取 ii) 受取=全国値×保険料収納済額比率 ・国家公務員共済組合(退職等年金経理)、 地方公務員共済組合(退職等年金給付調整経理) i) 支払=受取 ii) 受取=全国値×在勤人員構成比、普通会計関係職員数の対全国比 ・日本私立学校振興・共済事業団(退職等年金給付勘定) i) 支払=受取 ii) 受取=該当項目積上 ・確定拠出年金(企業型) i) 支払=受取 ii) 受取=全国値×年金額比率 ・確定拠出年金(個人型) i) 支払=受取 ii) 受取=全国値×加入者数比率</p>	
<p>2-1-3. 帰属社会負担、 2-2-3. その他の社会 保険非年金給付</p>	<p>① 帰属年金負担=a. 現在勤務分(年金制度の手数料含む) -b. 確定給付型年金に係る雇主の現実年金負担 i) 支払=a(全国値×保険料収納済額比率×内民転換比率) -b(確定給付型企業年金の負担額のうち雇主分 +退職一時金(民間等)) ii) 受取=支払 ② 帰属非年金負担及びその他の社会保険非年金給付 ・退職一時金(政府等)=該当項目積上 ・公務災害補償費=該当項目積上 ・その他=現金給与額×国の当該比率</p>	
<p>2-1-4. 家計の追加社会 負担</p>	<p>家計の追加社会負担=年金受給権に係る投資所得額と同額</p>	
<p>2-1-5. 年金制度の 手数料(控除項目)</p>	<p>年金制度の手数料(控除項目)=年金基金の産出額と同額(生産系列推計値)</p>	
<p>2-2-4. 社会扶助給付</p>	<p>① 支払 ・一般政府 i) 国=全国値×人口の対全国比 ii) 県、市町村=該当項目積上 ・対家計民間非営利団体=全国値×従業者数比率 ② 受取(家計)=(恩給、社会扶助金)×内民転換比率+(県、市町村扶助費)</p>	<p>人口推計:総務省 地方財政状況調査:総務省 国民経済計算年次推計:内閣府 内閣府資料 生産系列、支出系列の推計値</p>

<p>2-3. 現物社会移転</p>	<p>1 現物社会移転（市場産出の購入）</p> <p>(1) 社会保障制度の医療・介護保険の保険給付分</p> <p>① 特別会計 ・労災保険 i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払×内民転換比率</p> <p>② 国民健康保険=給付金額（支払=受取） i) 支払=受取 ii) 受取=該当項目積上</p> <p>③ 後期高齢者医療 ・後期高齢者医療（平成20年4月以降） i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払</p> <p>④ 共済組合 i) 支払=全国値×在勤人員構成比、普通会計関係職員数の対全国比 等 ii) 受取=支払×内民転換比率</p> <p>⑤ 組合管掌健康保険 i) 支払=全国値×常用雇用者数の対全国比 ii) 受取=支払×内民転換比率</p> <p>⑥ 全国健康保険協会 i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払×内民転換比率</p> <p>⑦ 社会保障基金（災害補償基金） i) 支払=該当項目積上 ii) 受取=支払×内民転換比率</p> <p>⑧ 介護保険 i) 支払=受取 ii) 受取=給付総額－現金による社会保障給付額</p> <p>(2) 公費負担医療給付分=医療業産出額のうち、公費負担分（生産系列推計値）</p> <p>(3) 教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金 ・教科書の購入費=児童一人当たりの教科書費×児童数 ・戦傷病者無賃乗車船の負担金=全国値×戦傷病者乗車券引換証受給者数比率</p> <p>2 現物社会移転（非市場産出） ・地方政府等分=地方政府等最終消費支出のうち「個別消費支出－現物社会移転（市場産出の購入）」（支出系列推計値） ・対家計民間非営利団体分=対家計民間非営利団体の最終消費支出額（支出系列推計値）</p>	<p>労働者災害補償保険事業年報：厚生労働省 国民健康保険事業年報：厚生労働省 後期高齢者医療事業状況報告：厚生労働省 事業年報：全国健康保険協会 常勤地方公務員災害補償統計 ：地方公務員災害補償基金 介護保険事業状況報告：厚生労働省 学校基本調査：県 福祉行政報告例：厚生労働省 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 生産系列、支出系列の推計値</p>
<p>3. その他の経常移転</p>	<p>1 非生命保険金及び非生命保険純保険料</p> <p>① 非生命保険金 ・支払=非生命保険金合計額 ・受取=火災保険、自動車保険、自動車賠償責任保険の保険金を保険料分割比で各制度部門に分割し、積上</p> <p>② 非生命保険純保険料 ・支払=非生命保険金の受取と同額 ・受取=非生命保険金の支払と同額</p> <p>2 一般政府内の経常移転 ・支払=他の一般政府部門への経常移転 ・受取=他の一般政府部門からの経常移転</p> <p>3 他に分類されない経常移転</p> <p>① 対家計民間非営利団体への経常移転 ・支払 i) 非金融法人企業、金融機関=全国値×法人事業税の対全国比 ii) 一般政府=該当項目積上 iii) 家計 a 2人以上の世帯=(諸会費、他の負担金)×世帯数 b 単身者世帯=(諸会費、他の負担金)×単身者数 ・受取=全国値×従業者数比率</p> <p>② 家計間の仕送り金 ・支払 i) 2人以上の世帯=(遊学仕送金+他の仕送金)×世帯数 ii) 単身者世帯=(遊学仕送金+他の仕送金)×単身者数 ・受取 i) 遊学仕送金=遊学仕送金(全国平均)×世帯数(全国) ×学部学生数の対全国比(2人以上の世帯、単身者世帯別に推計) ii) その他の仕送金 支払=受取</p> <p>③ 一般政府と対家計民間非営利団体以外の経常移転 ・支払=該当項目積上 ・受取=支払額を各制度部門に分割</p> <p>④ 罰金 ・支払=支払額を各制度部門に分割 ・受取=全国値×法人事業税収入額の対全国比、該当項目積上</p>	<p>損害保険料率産出機構統計集 ：損害保険料率算出機構 地方財政状況調査：総務省 家計調査：総務省 全国家計構造調査(旧全国消費実態調査)：総務省 学校基本調査：文部科学省 国民経済計算年次推計：内閣府 内閣府資料 関係機関照会 生産系列、支出系列の推計値</p>
<p>《最終消費支出》</p>	<p>「Ⅲ. 県内総生産（支出側）」で推計した家計最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出、地方政府等最終消費支出を各制度部門へ計上</p>	
<p>《年金受給権の変動調整》</p>	<p>雇主の現実年金負担+雇主の帰属年金負担+家計の現実年金負担+家計の追加社会負担-年金制度の手数料-その他の社会保険年金給付</p>	
<p>《貯蓄》</p>	<p>受取合計-支払合計</p>	

<p>《雇員数、就業者数》 経済活動別の 就業者数及び雇員数 (県民ベース)</p>	<p>○県民雇員数：①常用雇員数＋②臨時・日雇者＋③有給役員＋④有給家族従業者</p> <p>① 常用雇員数＝（産業別雇員数×二重雇用比率（内閣府提供））－②臨時・日雇者数 ・産業別雇員数＝国勢調査の雇員数をベースに、毎月勤労統計調査などを基に、各年度を補間・補外し推計</p> <p>② 臨時・日雇者数＝産業別雇員数（二重雇用比率適用済み）×臨時・日雇者比率</p> <p>③ 有給役員数＝（産業別役員数×二重雇用比率） ・産業別役員数＝国勢調査の役員数をベースに、毎月勤労統計調査などを基に、各年度を補間・補外し推計</p> <p>※農林水産業の有給役員数については、二重雇用比率適用前の推計値とする。</p> <p>④ 有給家族従業者数（農林水産業のみ）＝産業別家族従業者数×有給比率 ・産業別家族従業者数＝国勢調査の雇員数をベースに、毎月勤労統計調査などを基に、各年度を補間・補外し推計</p> <p>○県民就業者数：①常用雇員数＋②臨時・日雇者＋③有給役員＋④家族従業者＋⑤個人業主</p> <p>① 常用雇員数＝雇員数と同様 ② 臨時・日雇者数＝雇員数と同様 ③ 有給役員数＝雇員数と同様 ④ 家族従業者数＝産業別家族従業者数 ⑤ 個人業主数＝国勢調査の雇員数をベースに、毎月勤労統計調査などを基に、各年度を補間・補外し推計</p> <p>※上記の雇員数、就業者数は日本標準産業分類に基づくものであるため、経済センサスなどを基に、SNAの経済活動分類別に組替を行う。</p>	<p>国勢調査：総務省 毎月勤労統計調査：厚生労働省 みやぎの雇用と賃金：県 宮城県の工業：県 経済構造実態調査：総務省・経済産業省 経済センサス：経済産業省 内閣府資料</p>
<p>経済活動別の 就業者数及び雇員数 (県内ベース)</p>	<p>※上記の雇員数、就業者数は県民ベースであるため、県内ベースの雇員数、就業者数を次のとおり推計。</p> <p>○県内雇員数：①県民雇員数＋②他県からの流入雇員数－③他県への流出雇員数</p> <p>① 県民雇員数＝上記県民雇員数（SNA経済活動分類に組替後） ② 他県からの流入雇員数＝国勢調査をベースに各年度を補間・補外し推計 ③ 他県への流出雇員数＝国勢調査をベースに各年度を補間・補外し推計</p> <p>○県内就業者数：①県民就業者数＋②他県からの流入就業者－③他県への流出就業者</p> <p>① 県民就業者数＝上記県民就業者数（SNA経済活動分類に組替後） ② 他県からの流入就業者＝国勢調査をベースに各年度を補間・補外し推計 ③ 他県への流出就業者＝国勢調査をベースに各年度を補間・補外し推計</p>	

Ⅲ. 県内総生産（支出側）

1 名目

項目	主な推計方法	主な基礎資料
<p>《民間最終消費支出》 1. 家計最終消費支出</p>	<p>1. 家計最終消費支出 + 2. 対家計民間非営利団体最終消費支出 I 全国家計構造調査（旧全国消費実態調査） + II 直接推計法 世帯を2人以上の世帯と単身世帯に分け、それぞれについて全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）を基に13目的分類別に推計。 ただし、家計最終消費支出の概念範囲に含まれない項目は控除。また、全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）で捕捉していないと考えられる項目については控除し、直接推計法を用いて別途加算。 I 全国家計構造調査（旧全国消費実態調査） = (① 2人以上の世帯の費目別消費支出 + ② 単身世帯の費目別消費支出) 全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）実施年以外は調査年間の等比補間（補外） ① 2人以上の世帯 = 2人以上の全世帯一世帯当たり13目的別消費支出金額 × 世帯数 自県分及び全国値 ② 単身世帯 = 単身世帯一世帯当たり13目的別消費支出金額 × 世帯数 自県分及び全国値 II 直接推計法 ① 生命保険のサービス料 = 生命保険産出額 ② 年金基金のサービス料 = 年金基金産出額 ③ 証券手数料 = 内閣府資料 × (県世帯数 × 1 世帯当たり有価証券貯蓄現在高) / (国世帯数 × 1 世帯当たり有価証券貯蓄現在高) ④ FISIM消費額 = 消費者家計借り手側FISIM消費額 + 消費者家計貸し手側FISIM消費額 ⑤ 家賃 = 借家の支払い家賃 + 持ち家の帰属家賃及び給与住宅に係る家賃 - 住宅宿泊サービス ⑥ 非生命保険のサービス料 = 非生命保険産出額 × 産出額の家計割合 ⑦ 乗用車購入額 = 新車登録台数 × 平均単価 × 家計割合 普通乗用車、小型乗用車、軽乗用車それぞれ自県分及び全国値 ⑧ 医療費（自己負担分） = 生産系列の総医療費のうち自己負担分 ⑨ 介護費（自己負担分） = 生産系列の総介護費のうち自己負担分 自県分と全国値それぞれについて全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）による推計値と直接推計項目の推計値を合算し、全国値に対する自県分の割合を推計。当該割合を国民経済計算の13目的分類別家計最終消費支出に乗じて推計。</p>	<p>生産系列の推計値 分配系列の推計値 国勢調査：総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査：総務省 在留外国人統計（旧登録外国人統計）：法務省 全国家計構造調査（旧全国消費実態調査）：総務省 国民経済計算年次推計：内閣府 消費者物価指数：総務省 建築着工統計調査：国土交通省 建築物滅失統計調査：国土交通省 住宅・土地統計調査：総務省 小売物価統計調査：総務省 宮城県産業連関表：県 全国産業連関表：総務省 内閣府資料 関係機関照会</p>
<p>2. 対家計民間非営利団体最終消費支出</p>	<p>非市場生産者（非営利）の産出額 - 財貨・サービスの販売 - 自己勘定総固定資本形成</p>	<p>生産系列の推計値 国民経済計算年次推計：内閣府</p>
<p>《地方政府等最終消費支出》</p>	<p>= 「非市場生産者（政府）」部門の産出額（地方政府等） - 財貨・サービスの販売（地方政府等） - 自己勘定総固定資本形成（地方政府等） + 現物社会移転（市場産出の購入）（地方政府等） ※ 現物社会移転 = 医療費のうち社会保障基金からの給付分 + 介護費のうち社会保障基金からの給付分</p>	<p>生産系列の推計値 分配系列の推計値 県・市町村地方財政状況調査：総務省 地方公営企業決算状況調査：総務省 市町村決算概要：県 宮城県歳入歳出決算概要書：県 宮城県歳入歳出決算附属書：県 宮城県税務統計書：県 関係機関照会</p>
<p>《県内総資本形成》 1. 総固定資本形成</p>	<p>I 住宅投資 ① 民間住宅 = 住宅投資総額 - 公的住宅 ※ 住宅投資総額 = 全国住宅投資額（改装・改修以外） × 県居住用建築物工事額 / 国居住用建築物工事額 + 全国住宅投資額（改装・改修） × 県工事高 / 国工事高 ② 公的住宅 = 中央政府公務員宿舎施設費の県内分 + 地方政府普通建設事業費の住宅費 II 民間企業設備 ① 「その他の建物・構造物」及び「機械・設備」の製造業分 = 有形固定資産取得額 + 建設仮勘定の対全国比 ② 「その他の建物・構造物」及び「機械・設備」の非製造業分 = 県内総生産 × 国民経済計算の投資額比率 ③ 育成生物資源 = 「果実（果樹） + 乳牛 + その他の畜産」の産出額 × 全国比 ④ 「研究・開発」及び「コンピュータ・ソフトウェア」 = 県内総生産 × 国民経済計算の「研究・開発」及び「コンピュータ・ソフトウェア」の比率 ⑤ 娯楽作品原本 = 「放送業」「映像・音声・文字情報制作業」の売上額の対全国比 III 公的企業設備 = 期中投資額 - 用地費及び補償費 + 研究開発 IV 一般政府 = 決算書からの関係項目 - 用地費及び補償費 + コンピュータ・ソフトウェア + 研究開発</p>	<p>生産系列の推計値 分配系列の推計値 県・市町村地方財政状況調査：総務省 地方公営企業決算状況調査：総務省 工業統計調査：経済産業省 経済構造実態統計調査・経済産業省 建設工事施工統計：国土交通省 建設総合統計年度報：国土交通省 建築着工統計調査：国土交通省 生産農業所得統計：農林水産省 国民経済計算年次推計：内閣府 関係機関照会</p>
<p>2. 在庫変動</p>	<p>民間・公的それぞれについて次のとおり名目在庫変動を推計。 年度末名目在庫残高（自県分） = 名目産出額（自県分） × 年度末名目在庫残高（全国値） / 名目産出額（全国値） 年度末実質在庫残高（自県分） = 年度末名目在庫残高（自県分） / 年度末在庫残高デフレーター（全国値・内閣府資料） 実質在庫変動（自県分） = 年度末実質在庫残高（自県分） - 前年度末実質在庫残高（自県分） 名目在庫変動（自県分） = 実質在庫変動（自県分） × 年度平均在庫変動デフレーター（全国値・内閣府資料）</p>	<p>内閣府資料</p>

《財貨・サービスの移出入(純) ・統計上の不突合》 1. 財貨・サービスの移出入(純)	I 移出 経済活動別産出額×移出率+非市場生産者部門の産出額-財貨・サービスの販売- 自己勘定総固定資本形成 ※移出率=移輸出額/県内生産額(いずれも県産業連関表) II 移入(控除項目) { (民間最終消費支出+地方政府等最終消費支出+県内総資本形成) ×部門別分割 比率×部門別移入率} + (中間需要額×部門別分割比率×部門別移入率) ※移入率=移輸入額/県内需要額(いずれも県産業連関表) ※中間需要額、民間最終消費支出等の部門分割は、県産業連関表の部門別 構成比で按分 III FISIMの移出入 FISIM移出入(純) = FISIM県内産出額 - FISIM県内消費額の全制度部門の合計	生産系列の推計値 分配系列の推計値 宮城県産業連関表: 県
2. 統計上の不突合	県内総生産(生産系列推計値) - (《民間最終消費支出》+《地方政府等最終消費支出》 +《県内総資本形成》+《財貨・サービスの移出入(純)》) ※財貨・サービスの移出入(純) = 財貨・サービスの移出(FISIMを除く) - 財貨・サービスの移入(FISIMを除く) + 著作権等サービスの移出入(純) + FISIMの移出入(純)	生産系列の推計値

2 実質：連鎖方式

項目	推計方法	主な基礎資料
実質値	※前項の名目値を以下の手順により実質化する。 ① 年度デフレーター作成 ② 前年度を基準年次とした当年度実質値の算出 ・当年度実質値 = 当年度名目値 ÷ (当年度デフレーター ÷ 前年度デフレーター) ③ 前年度を基準年次とした実質値の対前年度増減率の算出 ・対前年度増減率 = 上記②の実質値 ÷ 前年度名目値 ④ 当年度の実質値(連鎖方式)の一次推計値 ・一次推計値 = 推計開始(平成23)年度の名目値 × 上記③の対前年度増減率 (上記③の増減率を順次乗じることで、連鎖方式の実質値を算出) ⑤ 各年度の実質値(連鎖方式)(平成27年基準) ・実質値(連鎖方式) = 上記④の一次推計値 × (平成27年度の実質値(平成27年基準) ÷ 平成27年度の上記④の一次推計値) ・平成27年度の実質値(平成27年基準) = 平成27年度名目値 ÷ 平成27年度デフレーター ※県内総生産(支出側)の実質値は、生産系列で推計した県内総生産とし、 《財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合・開差》をバランス項目とする。	国民経済計算年次推計: 内閣府 生産系列の推計値 内閣府資料

SNA経済活動別分類と日本標準産業分類の対応表

SNA経済活動分類（平成27年基準）	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
1 農林水産業	
01 農業	01 農業 (0113 のうち「きのこ類の栽培」→林業) (014 園芸サービス業→その他のサービス)
02 林業	02 林業 0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）のうち「きのこ類の栽培」
03 水産業	03 漁業（水産養殖業を除く） 04 水産養殖業
2 鉱業	
04 鉱業	05 鉱業、採石業、砂利採取業 2181 砕石製造業
3 製造業	
05 食料品	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油（食用）」 5895 料理品小売業のうち「製造小売分」 952 と畜場
06 繊維製品	11 繊維工業 (1113 炭素繊維製造業→窯業・土石製品)
07 パルプ・紙・紙加工品	14 パルプ・紙・紙加工品製造業
08 化学	16 化学工業 (1641のうち「硬化油（食用）」→食料品)
09 石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
10 窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 (2181 砕石製造業→鉱業) 1113 炭素繊維製造業
11 一次金属	22 鉄鋼業
12 金属製品	23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業
13 はん用・生産用・業務用機械	25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業
14 電子部品・デバイス	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
15 電気機械	29 電気機械器具製造業
16 情報・通信機器	30 情報通信機械器具製造業
17 輸送用機械	31 輸送用機械器具製造業 901 機械修理業のうち「空港等で行われる航空機整備」
18 印刷業	15 印刷・同関連業
19 その他の製造業	12 木材・木製品製造業（家具を除く） 13 家具・装備品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 32 その他の製造業
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	
20 電気業	33 電気業
21 ガス・水道・廃棄物処理業	34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業 (361のうち「船舶給水業」→運輸・郵便業) 88 廃棄物処理業
5 建設業	
22 建設業	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く） 08 設備工事業
6 卸売・小売業	
23 卸売業	50 各種商品卸売業 く 55 その他の卸売業 959 他に分類されないサービス業のうち「卸売市場」
24 小売業	56 各種商品小売業 く 58 飲食料品小売業 (5895のうち「製造小売分」→食料品製造業) 59 機械器具小売業 く 60 その他の小売業 (6033のうち「調剤」→保健衛生・社会事業) 61 無店舗小売業 6421 質屋

SNA経済活動分類（平成27年基準）	日本標準産業分類（平成25年10月改定）
7 運輸・郵便業	
25 運輸・郵便業	361 上水道業のうち「船舶給水業」 42 鉄道業 く 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業（信書便事業を含む） 861 郵便局 862 郵便局受託業 693 駐車場業 （自動車の保管を目的とする駐車場→不動産業。 路面上に設置される駐車場は除く） 791 旅行業
8 宿泊・飲食サービス業	
26 宿泊・飲食サービス業	75 宿泊業（うち会社の寄宿舎、学生寮等を除く） 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業 （7721のうち「学校給食」→教育）
9 情報通信業	
27 通信・放送業	37 通信業 38 放送業 40 インターネット附随サービス業
28 情報サービス・映像音声文字情報制作業	39 情報サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
10 金融・保険業	
29 金融・保険業	62 銀行業 く 64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 （6421 質屋→小売業） 65 金融商品取引業、商品先物取引業 66 補助的金融業等 67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
11 不動産業	
30 住宅賃貸業	692 貸家業、貸間業、帰属計算する住宅賃貸料
31 その他の不動産業	68 不動産取引業 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く） （6912 土地賃貸業を除く） 693 駐車場業のうち自動車の保管を目的とする駐車場 （所有者の委託を受けて行う駐車場の管理運営の活動を含む） 694 不動産管理業
12 専門・科学技術、業務支援サービス業	
32 専門・科学技術、業務支援サービス業	70 物品賃貸業 71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業（他に分類されないもの） （727 著述家・芸術家→その他のサービス） 73 広告業 74 技術サービス（他に分類されないもの） （746 写真業→その他サービス） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業
13 公務	
33 公務	97 国家公務 98 地方公務 8511 社会保険事業団体
14 教育	
34 教育	7721 配達飲食サービス業のうち「学校給食」 81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業 （821 社会教育、823 学習塾、824 教養・技能教授業 →その他のサービス） （8229のうち「児童自立支援施設」→保健衛生・社会事業）
15 保健衛生・社会事業	
35 保健衛生・社会事業	6033 調剤薬局のうち「調剤」 8229 その他の職業・教育支援施設のうち「児童自立支援施設」 83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業 （8511 社会保険事業団体→公務）

SNA経済活動分類（平成27年基準）		日本標準産業分類（平成25年10月改定）	
16	その他のサービス		
36	その他のサービス	014	園芸サービス
		727	著述・芸術家業
		746	写真業
		78	洗濯・理容・美容・浴場業
		79	その他の生活関連サービス業 (うち791 旅行業→運輸・郵便業)
		80	娯楽業
		821	社会教育
		823	学習塾
		824	教養・技能教授業
		87	協同組合（他に分類されないもの）
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業（別掲を除く） (901のうち「空港等で行われる航空機整備」→輸送用機械製造業)
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業 (952 と畜場→食料品製造業)